

# 令和4年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会

日時 令和4年6月13日(月)午前10時～12時  
場所 横浜市役所18階会議室(みなと6・7)

## 次 第

- 1 開会
- 2 委員紹介 【資料1】
- 3 会長及び職務代理者の選出(横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱) 【資料2】
- 4 福祉有償運送制度の概要等について(関東運輸局神奈川運輸支局) 【資料3-1～5】
- 5 協議事項
  - (1) 道路運送法第79条新規登録申請に係る協議(2団体) 【資料4、資料5-1～2】
  - (2) 道路運送法第79条登録団体の複数乗車の必要性の協議(1団体) 【資料6、資料7】
  - (3) 道路運送法第79条登録団体の変更登録申請に係る協議(2団体) 【資料8-1～2】
  - (4) 道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議(4団体) 【資料9-1～4】
  - (5) 道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議(8団体) 【資料10、資料11、資料12-1～8】
- 6 報告事項
  - (1) 道路運送法第79条登録団体の変更報告 【資料13】
  - (2) 事故報告(1団体) 【資料14】
  - (3) 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について 【資料15】
  - (4) 令和3年度第3回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録 【資料16】

次回、令和4年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会は、令和4年11月頃開催を予定しております。

	選出分野	団体等	氏名 (敬称略)
1	横浜市健康福祉局の職員	地域福祉保健部長	ウチダ サワコ 内田 沢子
2	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	神奈川県個人タクシー協会 副会長	カドタニ マサト 門谷 真人
3		一般社団法人 神奈川県タクシー協会 常任理事	フジイ カイチロウ 藤井 嘉一郎
4	住民又は旅客	青葉区介護者の会 介護者サポート「ほっと青葉」	ウメハラ ユミコ 梅原 由美子
5		特定非営利活動法人神奈川県難病団体連絡協議会	タカノ ハジメ 高野 元
6		横浜市心身障害児者を守る会連盟 副代表幹事	クマサカ ヤスシ 熊坂 康
7		公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会	シライシ ユキオ 白石 幸男
8		特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長	イクミ エツコ 井汲 悦子
9	国土交通省地方運輸支局の職員	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官	ミツハシ ユタカ 三橋 裕
10	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	全神奈川ハイタク労働組合連絡会議 議長	ミズノ キヨシ 水野 潔
11	市内において、現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会 理事長	ハットリ カズヒロ 服部 一弘
12	学識経験のある者	学校法人愛知東邦大学人間健康学部	ニシオ アツシ 西尾 敦史
13	地域のケアマネジャーや保健師等の有資格者	横浜市介護支援専門員連絡協議会	スズモト マサル 鈴木 勝
14		横浜市野庭地域ケアプラザ 看護師	モミヤマ アツコ 萩山 敦子
15	ボランティア団体に所属する者	認定特定非営利活動法人市民セクターよこはま 理事	ヤマノウエ ケイコ 山野上 啓子

## 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱

制 定 平成 16 年 11 月 11 日 福高在第 262 号（副市長決裁）

改 正 令和 2 年 4 月 1 日 健福第 158 号（局長決裁）

### （目的）

第 1 条 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定による設立の認証を受けたものをいう。以下「NPO」という。）等が道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（以下「法」という。）第 79 条に基づく登録（法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。以下同じ。）を経て行う福祉有償運送（以下「福祉有償移動サービス」という。）について、その必要性並びに適正な実施等について協議することを目的とした横浜市福祉有償移動サービス運営協議会（以下「協議会」という。）の運営その他必要な事項について定めるものとする。

### （協議事項）

第 2 条 協議会は、次の事項について協議する。

- （1）NPO等が実施する福祉有償移動サービスの必要性について
- （2）NPO等が実施する福祉有償移動サービスの適正実施について
- （3）NPO等が法第 79 条に基づく登録を申請する場合における旅客から収受する対価について
- （4）法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除について
- （5）その他会長が必要と認めることについて

### （組織）

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者に健康福祉局長が就任を依頼する。

- （1）横浜市健康福祉局の職員
- （2）一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- （3）住民又は旅客
- （4）国土交通省地方運輸支局の職員
- （5）一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
- （6）市内において、現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等
- （7）学識経験のある者
- （8）地域のケアマネジャーや保健師等の有資格者
- （9）市民活動支援団体に所属する者

### （任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、次の各号の事由に該当する場合に会長が招集する。

(1) 法第79条に基づく登録の申請が予定されるとき。

(2) 重大事故等、福祉有償移動サービス事業実施上の問題が発生したとき。

(3) その他会長が必要と認めるとき。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の協議事項は、出席委員の合議によりこれを決することを原則とする。

なお、協議が整わないときは、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。この場合において、第3条第2項第6号に該当する委員は、自らが行う福祉有償移動サービスの可否の議決には加わることはできない。

4 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、会議及び表決を委任することができる。ただし、会長、第5条第3項に該当する委員を除く。

5 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。

(書面の郵送による議決)

第8条 会長は、法第79条の6第1項に定める有効期間の更新の登録に係るとき、または、協議会の運営上必要があると認めるときは、協議会の開催に代えて書面の郵送により意見の聴取を行い、協議を調えることができる。この場合においては、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うものとし、議事概要を作成して公表する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課が処理する。

(連絡・相談窓口)

第10条 福祉有償移動サービスに関する相談、苦情、その他に対応するため、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課を連絡・相談窓口とする。

(守秘義務)

第11条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならな

い。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年11月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年11月29日から施行する。
- 2 この要綱の改正より、新たに増員された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成20年6月19日とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正により、就任を依頼された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成26年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会は、健康福祉局長が招集する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 福祉有償運送制度発足の経緯について

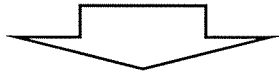
---

※「国土交通省作成規制改革会議第15回地域活性化WG(平成27年3月27日) 提出資料」より抜粋

# 自家用有償旅客運送制度をめぐる経緯

## 背景

- 過疎化の進行等により路線バスの撤退が進み、生活交通の確保が大きな課題
- 高齢化の進展等により、単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対する個別運送サービスへの需要が急増

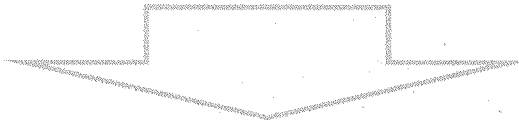


「公共の福祉を確保するためやむを得ない場合」に、自家用車による有償運送を例外的に許可  
(旧道路運送法第80条)

## 課題

- 例外許可であるため、輸送の安全確保や利用者の保護のための法令上の措置が未整備
- 一方、ニーズの増加に伴い、例外的な許可が急増し、常態化

(参考) 平成18年時点での例外許可件数:2,138団体

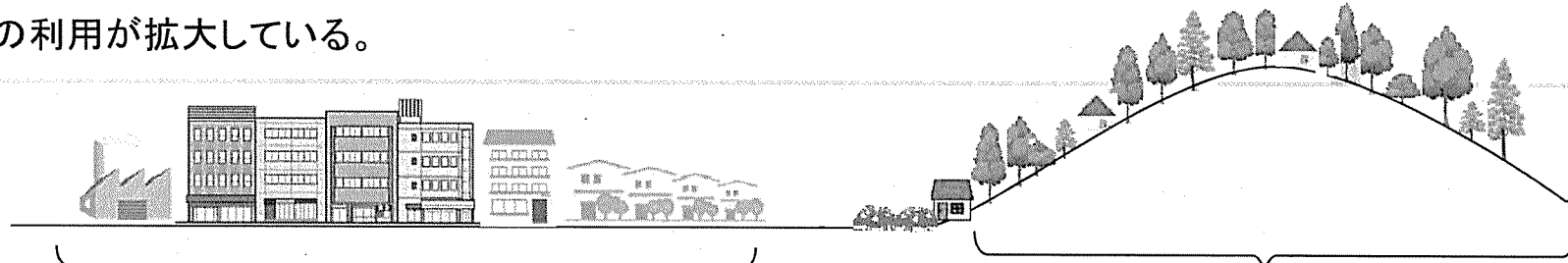


## 自家用有償旅客運送制度の創設(平成18年道路運送法改正)

- 過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域住民の生活維持に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、国土交通大臣の登録を受けた市町村やNPO等が自家用車を用いて有償で運送できることとする制度(自家用有償旅客運送制度)を創設
- 輸送の安全(運行管理体制、運転者の要件等)や利用者の保護(収受する対価の揭示義務等)に係る規定を設けることにより、安全かつ安心して利用できるサービスの普及を促進

# 自家用有償旅客運送の概要

○自家用有償旅客運送とバス・タクシー事業・・・バス・タクシーによるサービスが提供されない地域において、自家用有償旅客運送の利用が拡大している。



一定の交通需要があり、民間事業者によるサービスが提供されている地域

交通空白地域

## 緑ナンバー

### 路線バス・タクシー

バス事業者・タクシー事業者が高密度の輸送サービスを実施



### コミュニティバス

地方自治体が自ら又はバス事業者へ運行を委託して、住民等を輸送



### 福祉タクシー

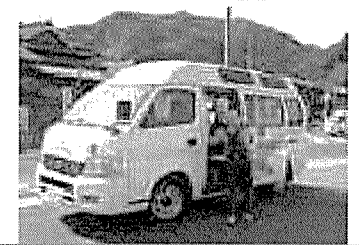
タクシー事業者が身体障害者等の移動制約者の輸送を目的としてサービスを実施



## 白ナンバー

住民のための「自家用有償旅客運送」  
(市町村運営有償運送(交通空白)、過疎地有償運送)

交通空白地域において、住民の移動手段の確保を目的として、地域の関係者の合意に基づき、市町村、NPO等が自家用自動車を使用して、有償で輸送



身体障害者等のための「自家用有償旅客運送」  
(市町村運営有償運送(福祉)、福祉有償運送)

福祉タクシー等による輸送サービスが提供されていない地域において、身体障害者等の移動手段の確保を目的として、地域の関係者の合意に基づき、市町村、NPO等が自家用自動車を使用して、有償で輸送





# 自家用有償旅客運送の実施にあたって

- 自家用有償旅客運送の実施にあたっては、**運営協議会**（市町村運営有償運送の場合は地域公共交通会議）において合意が調った後に、**国土交通大臣の登録**を受ける必要がある。
- 国土交通大臣は、**輸送の安全確保及び利用者の保護のための指導・監督**を実施。

## 運営協議会 （道路運送法施行規則第51条の7）

【主宰者】 市町村（都道府県も可）

【構成員】 地方運輸局（又は運輸支局）、地域住民、NPO等、バス・タクシー事業者 等

【協議事項】 ①自家用有償旅客運送の必要性 ②運送の区域 ③旅客から收受する対価

合 意  
（道路運送法第79条の4）

## 国土交通大臣の登録 （道路運送法第79条） 権限の委任により、都道府県ごと（北海道は7ヶ所）の運輸支局長が実施

- 【登録要件】 ①バス、タクシーによることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な輸送を確保するため必要であることにつき、地域の関係者が合意していること。
- ②運行管理体制、運転者、整備管理体制、事故発生時の連絡体制等、必要な安全体制を確保していること。

【有効期間】 2年（重大事故を起こしていない場合等は3年）  
→協議会の合意に基づき、更新の登録が必要

## 国土交通大臣による輸送の安全確保等の指導・監督 （道路運送法第79条の9 等） 運輸支局長が実施

- 運行管理体制、運転者の要件等、輸送の安全確保のために必要な体制等について、指導・監督
- 必要に応じ、監査等により確認。さらに、是正命令や登録の取消等の処分を実施

# 自家用有償旅客運送に係る法令改正等について

---

国土交通省 関東運輸局 神奈川支局

令和4年6月13日

## 1. 自家用有償旅客運送制度に係る改正事項

- ①自家用有償旅客運送の種別の見直し
- ②協議の方法に関する明確化
- ③事業者協力型自家用有償旅客運送制度の創設
- ④運転者講習の合理化
- ⑤観光ニーズへの対応のための輸送対象の明確化
- ⑥福祉有償運送の旅客の区分の明確化
- ⑦運送の対価の取扱いの明確化
- ⑧協議の場の取扱いの見直し
- ⑨申請書類の簡素化
- ⑩各種様式の変更

# 自家用有償旅客運送制度（平成18年創設）

## 概要

□ 過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域における必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて有償で輸送できることとする制度。

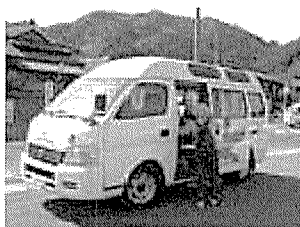
### 住民等のための「自家用有償旅客運送」 （交通空白地有償運送）

### 身体障害者等のための「自家用有償旅客運送」 （福祉有償運送）

## 種別

実施団体数（旧種別ごと）：  
市町村運営有償運送（452団体）  
公共交通空白地有償運送（124団体）  
※全国1,724市町村の内501市町村で実施  
（※平成31年3月31日時点）

R2改正①種別の見直し



実施団体数（旧種別ごと）：  
市町村運営有償運送（109団体）  
福祉有償運送（2482団体）

R2改正①種別の見直し



（※平成31年3月31日時点）

※平成27年4月より、事務権限（登録、指導・監督）の市町村長等への移譲（手上げ方式）を開始。  
平成31年4月1日現在、事務・権限の移譲先として19自治体（8県、11市区町村）を指定済み。

## 登録等

### 登録要件

① バス、タクシーによることが困難、かつ、

R2改正②「合意」→「協議が調う」

② 地域における必要な輸送であることについて、地域の関係者（※）の協議が調う

※地方運輸局又は運輸支局、地域住民、NPO等、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、運転者の組織する労働組合

③ 必要な安全体制の確保

### 有効期間

2年（重大事故を起こしていない場合等は3年）※事業者協力型は5年

R2改正③事業者協力型の創設

### 指導・監督

上記③について、必要に応じ、監査等を実施。さらに是正命令や登録取消等の処分を実施。

# 自家用有償旅客運送制度（平成18年創設）

登録等	運転者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2種運転免許保有 又は</li> <li>・ 1種運転免許保有 + 自家用有償旅客運送の種別に応じた大臣認定講習の受講</li> </ul> <p style="text-align: right;">R2改正④運転者講習の合理化</p>
	旅客の範囲	<p style="text-align: center;"><b>交通空白地有償運送</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民</li> <li>・ 観光旅客その他の当該地域を来訪する者</li> </ul> <p style="text-align: right;">R2改正⑤観光客の明確化</p> <p style="text-align: center;"><b>福祉有償運送</b></p> <p>※以下に掲げる者のうち、他人の介助によらず移動することが困難で、単独では公共交通機関を利用することが困難な者及びその付添人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介護者、要支援者、基本チェックリスト該当者、肢体不自由その他の障害を有する者</li> <li>・ 観光旅客その他の当該地域を来訪する者</li> </ul> <p style="text-align: right;">R2改正⑥区分の明確化</p>
	運送の対価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実費の範囲内であると認められること</li> <li>・ 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること</li> <li>・ 営利目的とは認められない妥当な範囲内であり、かつ、協議が調っていること</li> </ul> <p style="text-align: right;">R2改正⑦取扱いの明確化</p>
	登録手続き	<p style="text-align: center;">①地域における関係者の協議</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p style="text-align: center;">②道路運送法に基づく登録</p>

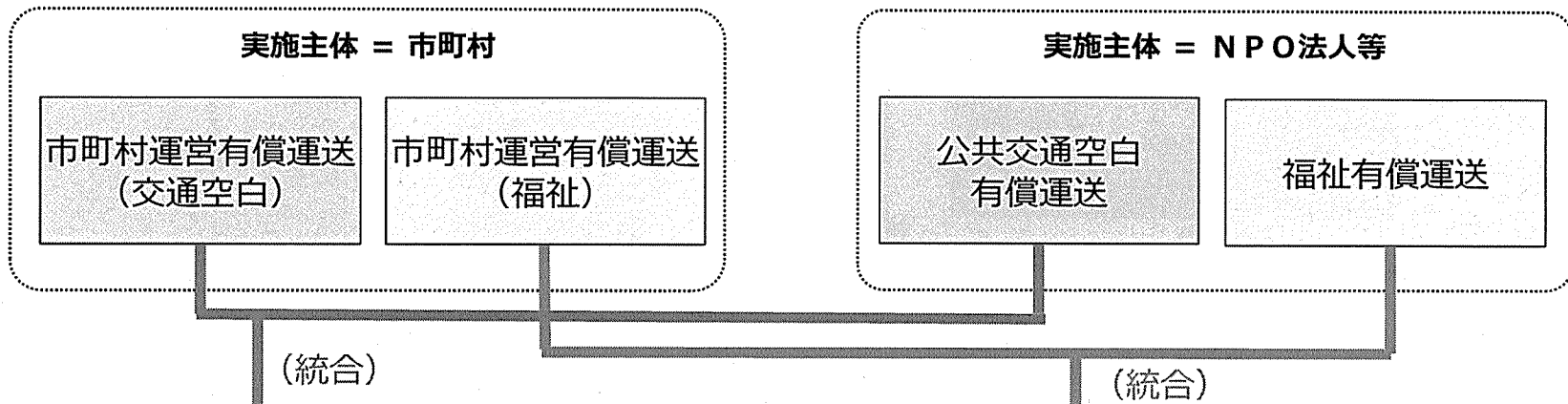
R2改正⑧協議の場での取扱いの見直し

R2改正⑨申請書類の簡素化

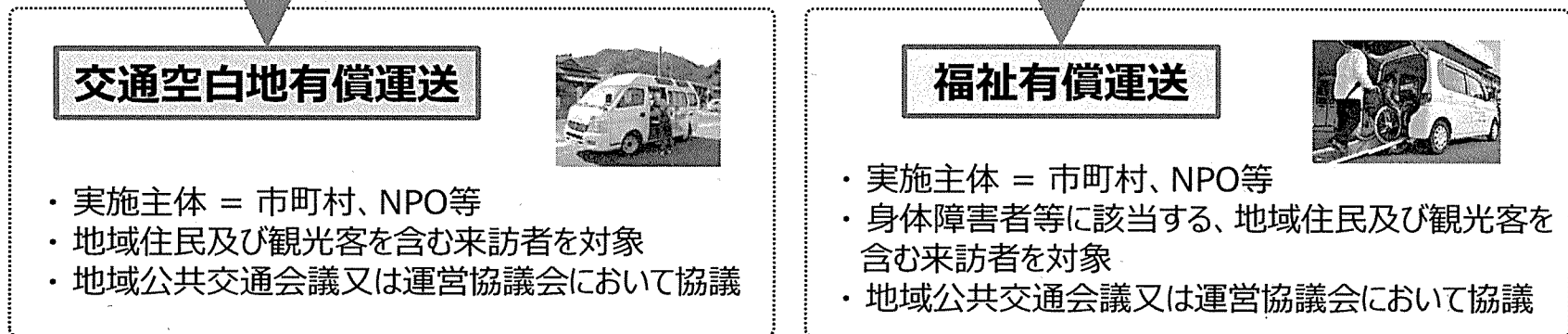
R2改正⑩各種様式の変更

・交通空白地における住民の輸送と福祉目的の輸送は、議論すべき内容が異なるため、実施主体ではなく、運送目的に応じて協議できるよう、運送目的に応じて種別を見直し。

## (改正前)

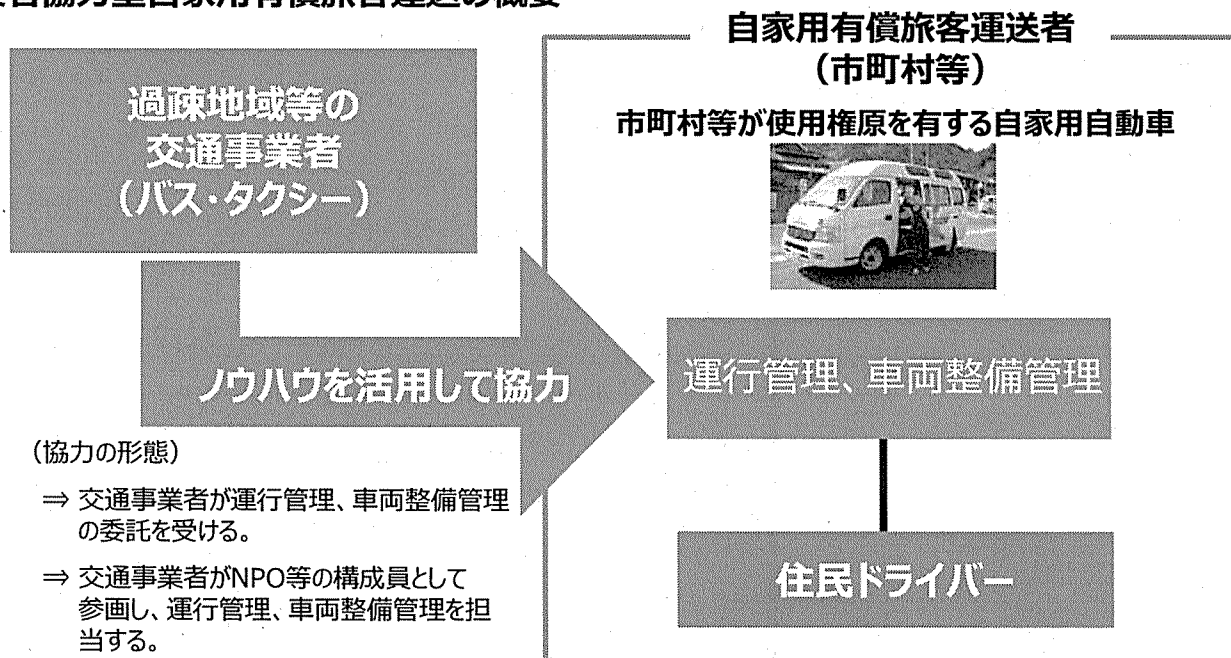


## (改正後)



過疎地等で市町村等が行う自家用有償旅客運送について、バス・タクシー事業者が運行管理、車両整備管理で協力を創設  
 ⇒運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化

## ○事業者協力型自家用有償旅客運送の概要



【期待される効果】		
<p><b>【利用者目線】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全、安心な交通サービスの提供</li> </ul>	<p><b>【主体目線】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務負担の軽減</li> <li>・運行ノウハウの活用</li> </ul>	<p><b>【交通事業者目線】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託費の確保 等</li> </ul>

## 【制度のねらい】

### (利用者)

- ・ バス・タクシー事業者が、運行管理、車両整備管理に協力することで、より安心、安全なサービスを受けることが可能。

### (運送主体)

- ・ 運行管理等に関する業務負担の軽減や運行ノウハウの活用を図ることが可能。

### (バス・タクシー事業者)

- ・ 委託費の確保等による収入面での向上が期待。

## 【「協力」の方法】

- ・ バス・タクシー事業者が協力する事項は、運行管理、車両整備管理。
- ・ 協力する事業者で運行管理者等に選任されている者が、運行管理の責任者、整備管理の責任者として選任され、業務を行う必要がある。

## 【手続きの円滑化】

- ・ 新規登録や、一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は5年（通常は2年又は3年）。
- ・ 運転免許証（写）など、一部の提出書類の省略が可能。

## 【事故時の責任関係】

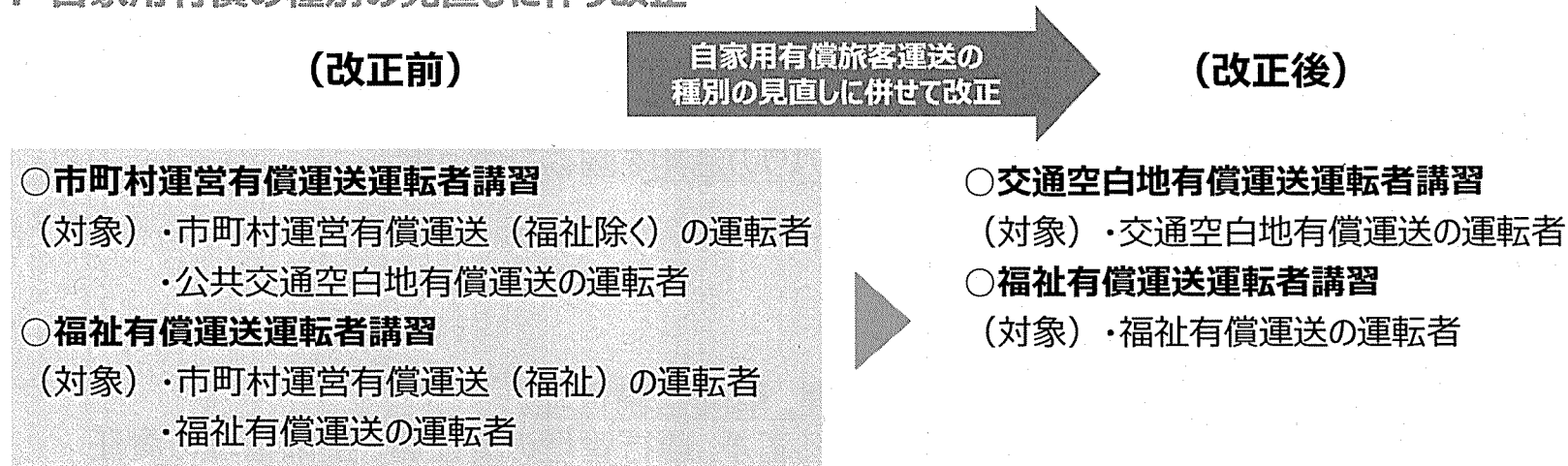
- ・ 運行中に生じた事故等によって生じた第三者に対する損害賠償責任の内部的な負担割合を明確にするため、「事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係に係るガイドライン」を参照し、業務の受委託に際して、損害賠償責任の内部的な負担割合や、協力事業者の業務について明確化しておくことが望ましい。



## R2改正④運転者講習の合理化

・自家用有償旅客運送の種別の見直しに伴い、講習の種類を見直すとともに、講習の合理化等を行う。

### 1. 自家用有償の種別の見直しに伴う改正



### 2. 複数種類の講習に共通する科目は、重複する受講が不要であることの明確化

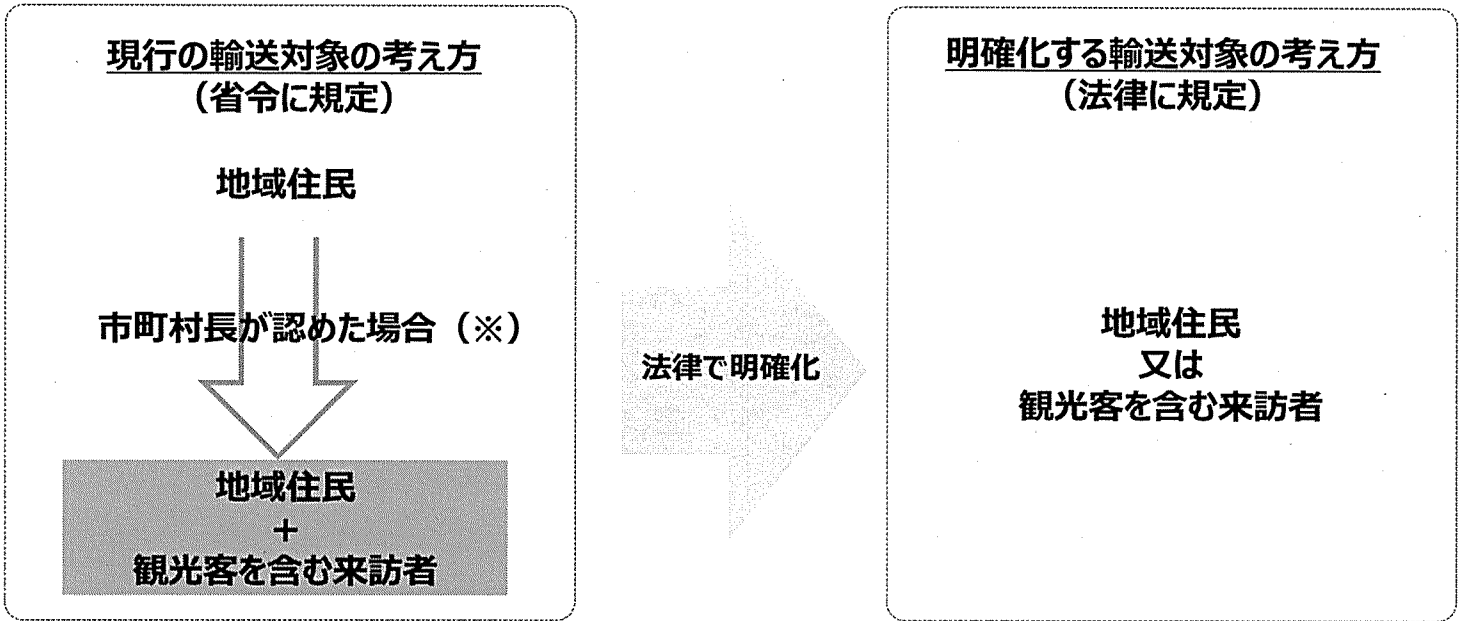
- ・「交通空白地有償運送運転者講習 (市町村運営有償運送等運転者講習を含む。)」を修了した者は、「福祉有償運送運転者講習」等のうち、一部の講習科目を修了したものとみなす。
- ・「福祉有償運送運転者講習」等の修了証を交付された者は、「交通空白地有償運送等運転者講習」についても修了したものとみなす。

### 3. 出張講習、遠隔システムを活用した講習に係る取り扱いの規定

- ・出張講習の実施にあたっては、適当な指導を行うことが可能な場所を確保していると認められること。
- ・遠隔システムを活用した講習の実施にあたっては、受講者の受講状況を的確に把握し、かつ、演習を別途実施することが可能であると認められること。

### 4. 施行規則第51条の16第1項第2号に規定する同項第1号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件に、協力事業者が行う指導監督を追加

■ 地域住民だけでなく観光客を含む来訪者も対象とすることを法律において明確化。



(※) 地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを市町村長が認めた場合

**【期待される効果】**

- ・インバウンドを含む観光ニーズの取り込みにより、生活交通も含め、地域交通の持続性が高まる
- ・観光客の移動ニーズに対応し、地域の観光資源の活用を図る

## R2改正⑥福祉有償運送の旅客の区分の明確化

・福祉有償運送の旅客の範囲の区分について、「基本チェックリスト該当者」が対象となること等を省令において明確化

### (改正前)

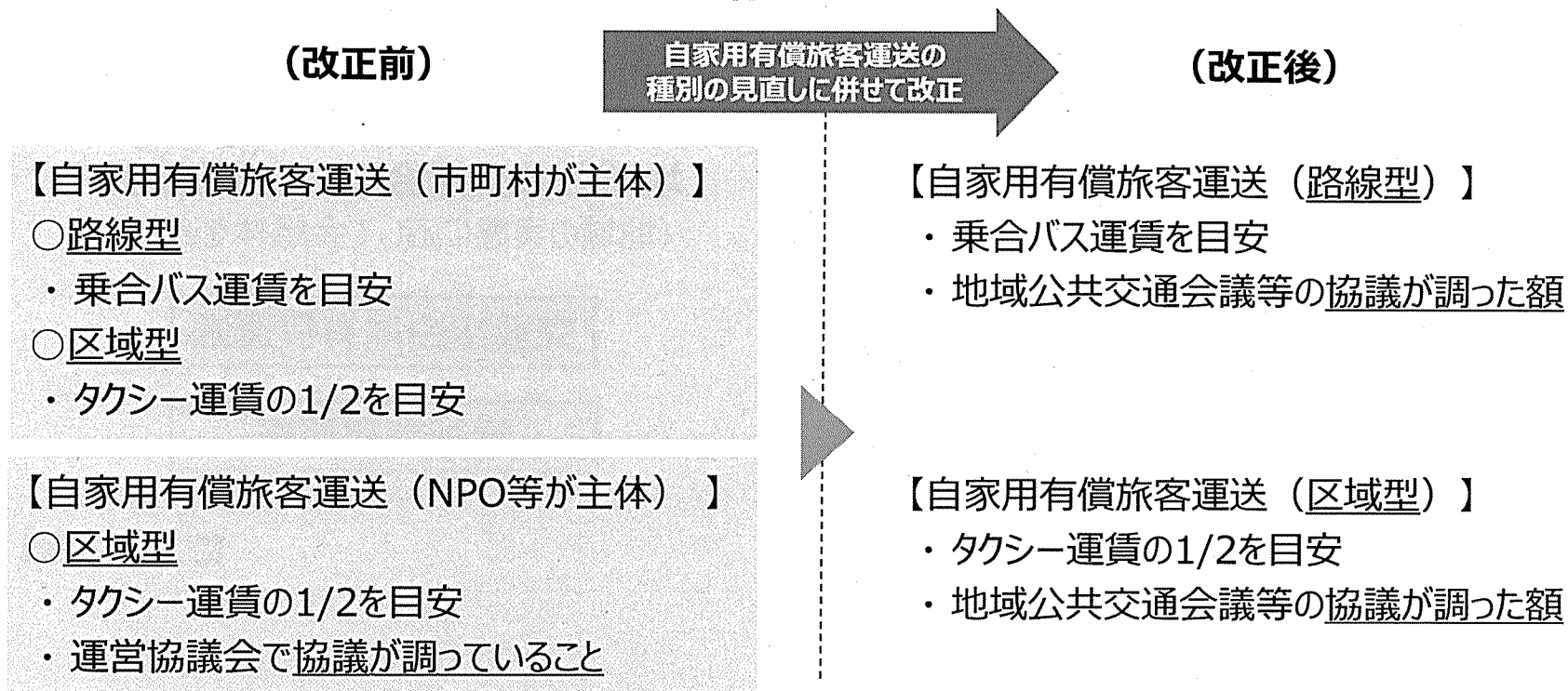
- イ. 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者
- ロ. 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
- ハ. 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
- ニ. その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他障害を有する者

### (改正後)

- イ. 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者
- ロ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者
- ハ. 障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第四号に規定する知的障害者
- ニ. 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
- ホ. 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
- ヘ. 介護保険法施行規則**第四百四十条の六十二の四第二号**の厚生労働大臣が定める基準に該当する者（基本チェックリスト該当者）
- ト. その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他障害を有する者

・自家用有償旅客運送の種別の見直しに伴う改正を行うとともに、目安の取扱いを明確化する改正

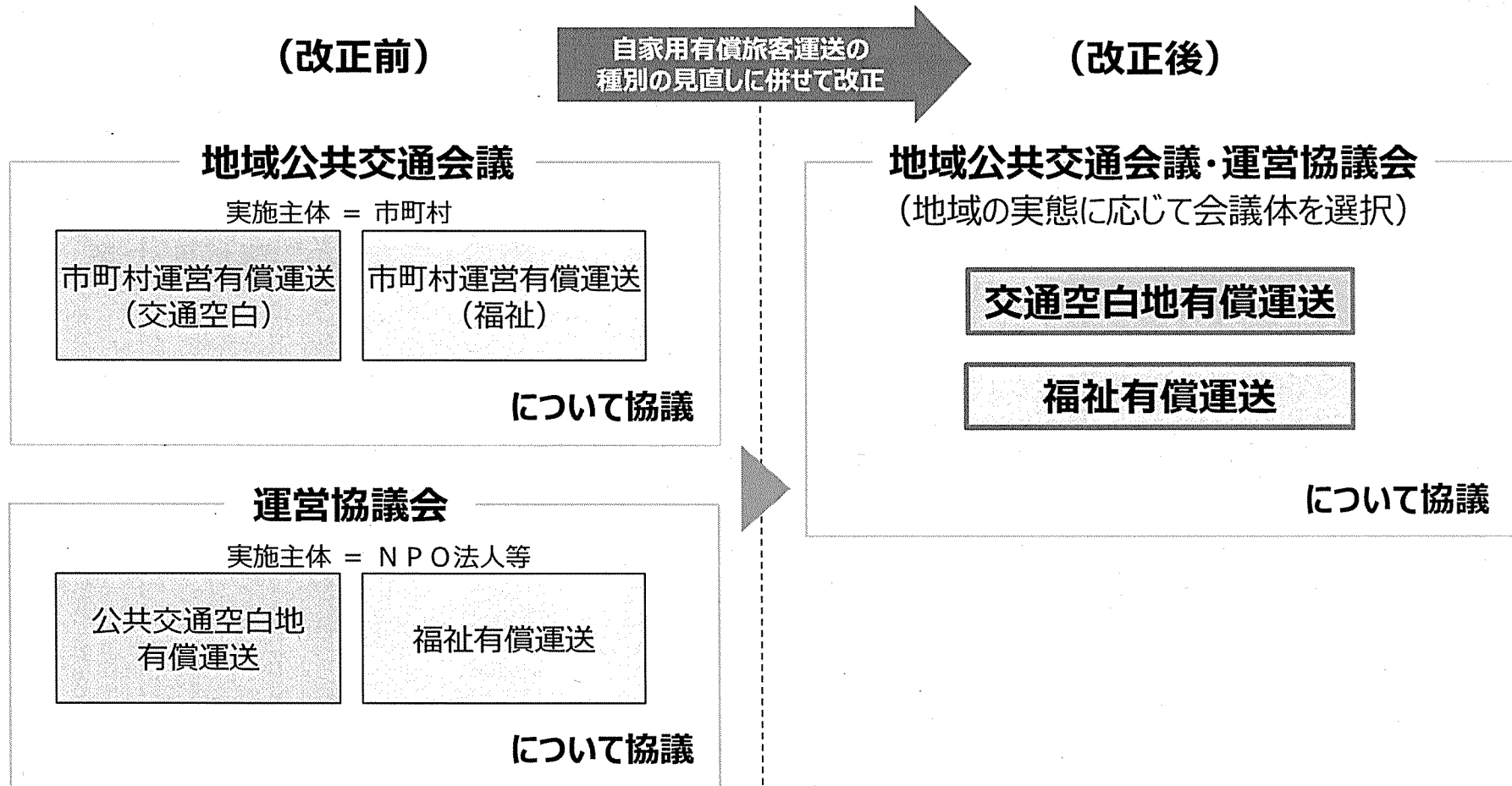
## 1. 自家用有償旅客運送の種別の見直しに伴う改正



## 2. 取扱いの明確化

- ・改正通達に「地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1/2を超える運送の対価を設定することも可能である。」と規定。

・自家用有償旅客運送の種別の見直しに伴い、種別に関わらず、当該運送の実施について、地域公共交通会議、運営協議会等において協議が可能に。



※ 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条に規定する「協議会」においても協議を行うことが可能

※ 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条に規定する「協議会」においても協議を行うことが可能

・協議にかかる文言の改正等を見直しを行うとともに、地域において会議が組織されていない場合の取扱いを規定。

## ・ 文言の改正（道路運送法79条の4第5号）

（改正前）

「合意」



（改正後）

「協議が調う」

※全会一致が求められるとの誤認を回避する趣旨

## ・ 関係者による協議にかかる要件の見直し

（改正前）

地域公共交通会議等で  
協議が調っているとき



（改正後）

地域公共交通会議等で  
協議が調っているとき

地域公共交通計画（※）において、  
**自家用有償旅客運送を導入すること  
が定められているとき**

（※）「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に規定する、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画

## ・ 地域において会議が組織されていない場合の取扱いの規定

申請者は、以下の関係者に持ち回りで了解を得るなどの方法で協議を調えることにより地域公共交通会議等の協議に代えることが可能。

- ①関係地方公共団体の長
- ②バス、タクシー事業者及びその組織する団体
- ③住民又は旅客（市町村において選定した代表者）
- ④バス、タクシーの運転者が組織する団体
- ⑤その他、当該市町村において協議を調える必要があると判断する者

## R2改正⑨申請書類の簡素化

- ・（改正通達）「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針」及び「福祉有償運送の登録に関する処理方針」において、登録申請の添付書類は以下のように規定

新規登録申請の添付書類	更新登録申請の取扱い	事業者協力型の登録申請の取扱い
定款・登記簿謄本・役員名簿	省略可（変更が無い場合）	
路線図（※福祉有償運送は除く）	省略可（変更が無い場合）	
欠格事由に該当しない旨の宣誓書		
協議が調ったことを証する書類		
【新設】車両一覧表（参考様式イ）		
車検証、使用承諾書等（持込車両の場合）	省略可（変更が無い場合）	
【新設】運転者一覧表（参考様式ロ）		
運転者就任承諾書（様式4号）		省略可
運転免許証（写）		省略可
大臣認定講習修了証（写）		省略可 （セダン等運転者講習は除く）
協力型の宣誓書（様式5号）（協力型の場合）		
運行管理、整備管理、事故時の連絡、の体制図		
保険証券等（写）		省略可
協力型の宣誓書（様式9号）（協力型の場合）		
旅客の名簿（※福祉有償運送のみ）		

## 新規登録【様式2-1】

## 更新登録【様式2-2】

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所 区 分	貸台車 (軽)	乗合い車 (軽)	乗合車 (軽)	ミニバン (軽)	セダン車 (軽)	合、計 (軽)
	所 区 分	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	持 込	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	合 計	( )	( )	( )	( )	( )	( )

軽自動車については、( )内に内数で記載すること

乗合用自動車については、※欄に記入すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

イ	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
ロ	精神障害及び精神障害者福祉に関する法律第9条に規定する精神障害者
ハ	障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
ニ	介護保険法第13条第1項に規定する要介護認定を受けている者
ホ	介護保険法第13条第2項に規定する要介護認定を受けている者
ヘ	介護保険法施行規則第140条の2の4第2号の基車（基本チェックリスト）に該当する者
ト	その他身体不自由、内閣府、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

7. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- 法律79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- 自家用有償旅客運送自動車についての使用種別を証する書類
- 運転者が必要な要件を満たしていることを証する書類
- 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- 運送しようとする旅客の名簿

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所 区 分	貸台車 (軽)	乗合い車 (軽)	乗合車 (軽)	ミニバン (軽)	セダン車 (軽)	合、計 (軽)
	所 区 分	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	持 込	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	合 計	( )	( )	( )	( )	( )	( )

車については、( )内に内数で記載すること

自動車については、※欄に記入すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

イ	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
ロ	精神障害及び精神障害者福祉に関する法律第9条に規定する精神障害者
ハ	障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
ニ	介護保険法第13条第1項に規定する要介護認定を受けている者
ホ	介護保険法第13条第2項に規定する要介護認定を受けている者
ヘ	介護保険法施行規則第140条の2の4第2号の基車（基本チェックリスト）に該当する者
ト	その他身体不自由、内閣府、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

7. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- 法律79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- 自家用有償旅客運送自動車についての使用種別を証する書類
- 運転者が必要な要件を満たしていることを証する書類
- 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- 運送しようとする旅客の名簿

事業者協力型の場合において、事業用自動車の持ち込みをする場合の台数

旅客の区分が変更



運行管理の体制等を記載した書類【様式7】(旧)【様式6】

様式第7号

運行の主体(申請者名)	
-------------	--

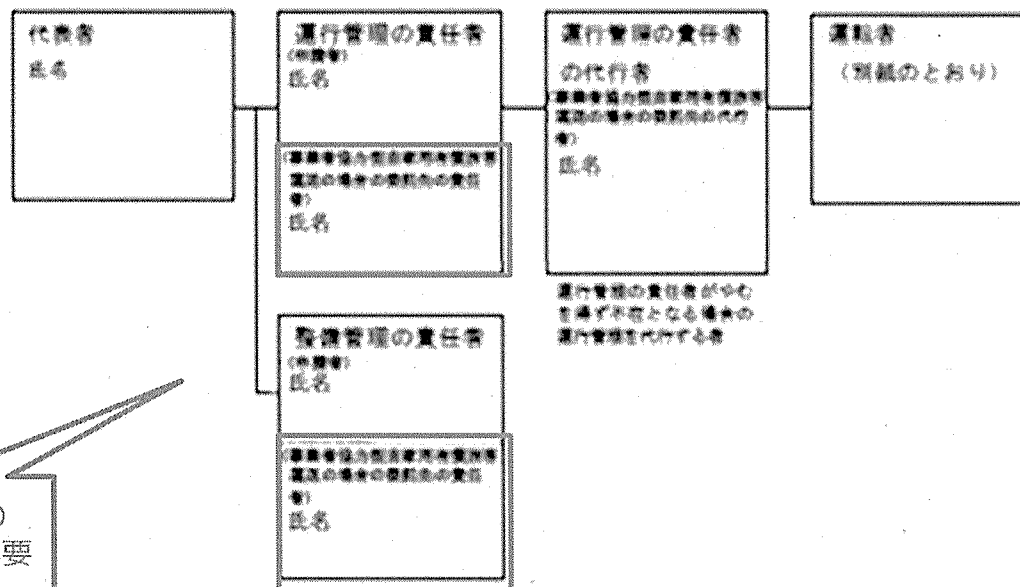
運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 ( )

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) (イ) 略

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



事業者協力型の場合は記載が必要

## 旅客の名簿【参考様式八】(旧)【参考様式イ】

(施行規則第51条の25第6項)

参考様式第八号

(施行規則第51条の25第6項)

参考様式第八号

### 旅客の名簿 (様式用)

自家用有償旅客運送者の名称

番号	氏名	性別	入会年月日	運送を必要とする理由							備考
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

- イ 身体障害者
- ロ 精神障害者
- ハ 知的障害者
- ニ 要介護認定者
- ホ 要支援認定者
- ヘ 基本チェックリスト該当者
- ト その他(肢体不自由、内部障害、知的障害(認定者を除く)、精神障害(認定者を除く)、その他)

### 身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

身体障害者		人数	要介護認定者		人数
6 級			要介護 1		
5 級			要介護 2		
4 級			要介護 3		
3 級			要介護 4		
2 級			要介護 5		
1 級			合計		
合計			要支援認定者		人数
精神障害者		人数	要支援 1		
3 級			要支援 2		
2 級			合計		
1 級			基本チェックリスト該当者		人数
合計			合計		
知的障害者		人数	その他の障害を有する者		人数
軽度			肢体不自由		
中度			内部障害		
重度			知的障害(認定者を除く)		
			精神障害(認定者を除く)		
			その他		
合計			合計		
総合計					

## 車両一覧 (参考様式イ)

(施行規則第51条の3第5号関係)

参考様式第イ号

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

番号	自動車種別記号 又は 車両記号	乗車定員 (名)	所有資格	使用者名	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

## 運転者一覧 (参考様式ロ)

(施行規則第51条の3第6号関係)

参考様式第ロ号

自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

番号	氏名	住所	免許区分	免許の種類	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

※事業者協力型自家用有償旅客運送を行う  
場合に限る

## 運転者要件に係る宣誓書（様式5）

様式第5号

〇〇運輸局〇〇運輸支局長 殿  
指定都道府県の長 殿

### 宣 誓 書

当社が協力する事業者協力型自家用有償旅客運送においては、当社との雇用関係の有無にかかわらず、運転者が当該運送の運転者として就任することを承諾し、所定の運転免許証を所持し、道路運送法施行規則第51条の16第1項各号に掲げる要件を備えていることについて、当社が責任をもって確認することを宣誓致します。

(年号) 年 月 日

名 林  
住 所  
代表者の氏名

※事業者協力型自家用有償旅客運送を行う  
場合に限る

## 任意保険に関する宣誓書（様式9）

様式第9号

〇〇運輸局〇〇運輸支局長 殿  
指定都道府県の長 殿

### 宣 誓 書

当社の協力する事業者協力型自家用有償旅客運送に使用する自動車については、道路運送法施行規則第51条の22に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に対する車輦の全てが加入していることについて、契約申込書の写し、見積書等により、当社が責任をもって確認していることを宣誓致します。

(年号) 年 月 日

名 林  
住 所  
代表者の氏名

事業者協力型の場合は、上記宣誓書の提出をもって、個別の運転者の免許証や福祉有償運送の講習の修了証等の運転者要件の確認資料の提出を省略可能。

事業者協力型の場合は、本宣誓書の提出をもって、任意保険の証書の提出を省略可能。

## 自家用有償旅客運送実績報告書

報告書様式(第2表)の2階級(日本標準規格A4用紙)

種別  空航路種別  種別

自家用有償旅客運送実績報告書( 年度)

運輸支社 宛て

自 由

報告書長

代表者長

所属(支社名)

報告書番号

期別( 年度) ( 年度)

自家用有償旅客運送区別	種別	管 轄 区 域 別 区 別				全 国
		東 京	西 京	西 北	西 南	
自家用有償旅客運送区別	種別	東(東)	西(西)	西(西)	西(西)	全(全)
	東(東)	東(東)	西(西)	西(西)	西(西)	全(全)
	西(西)	東(東)	西(西)	西(西)	西(西)	全(全)
	西(西)	東(東)	西(西)	西(西)	西(西)	全(全)
	西(西)	東(東)	西(西)	西(西)	西(西)	全(全)
	西(西)	東(東)	西(西)	西(西)	西(西)	全(全)
経路別のノード又は経路の区別	種別	東(東)	西(西)	西(西)	西(西)	全(全)
経路別のノード又は経路の区別	種別	経路別のノード又は経路の区別				全(全)
		東(東)	西(西)	西(西)	西(西)	
		東(東)	西(西)	西(西)	西(西)	
		東(東)	西(西)	西(西)	西(西)	
		東(東)	西(西)	西(西)	西(西)	
		東(東)	西(西)	西(西)	西(西)	
		東(東)	西(西)	西(西)	西(西)	
		東(東)	西(西)	西(西)	西(西)	

旅客の区分が変更

種別(空航路) (年度) ( 年度)

自家用有償旅客運送区別	種別	管 轄 区 域 別 区 別				全 国
		東 京	西 京	西 北	西 南	
経路別のノード又は経路の区別	種別	東(東)	西(西)	西(西)	西(西)	全(全)
輸送人員(A3又は運送回数)	輸送人員	人	人	人	人	人
	運送回数	回	回	回	回	回
運送回数(空航路)	種別	回	回	回	回	回

乗客数(空航路) (年度) ( 年度)

乗客数	種別	管 轄 区 域 別 区 別				全 国
		東 京	西 京	西 北	西 南	
乗客数	種別	人	人	人	人	人
乗客数	種別	人	人	人	人	人
乗客数	種別	人	人	人	人	人

- 備考
1. 報告書は、報告書標準様式(第2表)に基づき、管轄区域別の区別(東、西、北、南)を記載する。ただし、管轄区域別の区別が不明な場合は、全(全)と記載する。
  2. 空航路の有償旅客運送実績報告書の提出は、管轄区域別の区別(東、西、北、南)を記載する。ただし、管轄区域別の区別が不明な場合は、全(全)と記載する。
  3. 空航路の有償旅客運送実績報告書の提出は、管轄区域別の区別(東、西、北、南)を記載する。ただし、管轄区域別の区別が不明な場合は、全(全)と記載する。
  4. 空航路の有償旅客運送実績報告書の提出は、管轄区域別の区別(東、西、北、南)を記載する。ただし、管轄区域別の区別が不明な場合は、全(全)と記載する。
  5. 空航路の有償旅客運送実績報告書の提出は、管轄区域別の区別(東、西、北、南)を記載する。ただし、管轄区域別の区別が不明な場合は、全(全)と記載する。
  6. 空航路の有償旅客運送実績報告書の提出は、管轄区域別の区別(東、西、北、南)を記載する。ただし、管轄区域別の区別が不明な場合は、全(全)と記載する。
  7. 空航路の有償旅客運送実績報告書の提出は、管轄区域別の区別(東、西、北、南)を記載する。ただし、管轄区域別の区別が不明な場合は、全(全)と記載する。
  8. 空航路の有償旅客運送実績報告書の提出は、管轄区域別の区別(東、西、北、南)を記載する。ただし、管轄区域別の区別が不明な場合は、全(全)と記載する。
  9. 空航路の有償旅客運送実績報告書の提出は、管轄区域別の区別(東、西、北、南)を記載する。ただし、管轄区域別の区別が不明な場合は、全(全)と記載する。

令和 年 月 日

関東運輸局 運輸支局長 殿

名 称  
住 所  
代表者の氏名  
担当者  
連絡先

自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいため、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の11の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
2. 登録番号
3. 自家用有償旅客運送の種別

4. 変更しようとする事項

(1) 運送の区域

新	旧

(2) 運送の種別

新	旧

(3) 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別

新	旧

(4) 運送しようとする旅客の範囲

	新	旧
イ 身 体 障 害 者		
ロ 精 神 障 害 者		
ハ 妊 婦 障 害 者		
ニ 要 介 護 認 定 者		
ホ 要 支 援 認 定 者		
ヘ 基 本 デ ィ ッ ク リ ス ト 担 当 者		
ト その他		

行うものに○を付すものとする。

5. 変更予定期日

令和 年 月 日

【添付書類】

(各共通)

- ・ 地域公共交通会議等において協議が整ったことを証する書類
- ・ 登録証

(13) 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別の変更)

- ・ 変更しようとする運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- ・ 変更しようとする整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- ・ 監誓書

# R2改正⑩各種様式の変更

令和 年 月 日

関東運輸局 運輸支局長 殿

名 称  
住 所  
代表者の氏名  
担 当 者:  
連絡先:

自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項の変更を行いましたので、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の13の規定に基づき、下記のとおり届出致します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種類

4. 変更した事項

(1) 名称、住所、代表者氏名

	新	旧
法人の名称		
住 所		
代表者の氏名		

(2) 自家用有償旅客運送の種類

(交通型自家用有償運送又は福祉型有償運送のうちいずれかを行わないこととする場合に限り)

新	旧

(3) 運送の区域 (減少した場合に限る)

運 送 の 区 域	
新	
旧	

(4) 事務所の名称及び位置

名 称		位 置	
新			
旧			

(5) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の種類	所有区分	軽自動車	軽いすゞ車	普通車	乗用車	軽トラック	セダン等	合 計	
		(軽)	(軽)	(軽)	(軽)	(軽)	(軽)	(軽)	(軽)
新	所有	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	貸与	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	合計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
旧	所有	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	貸与	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	合計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

乗用車については、※欄に記載すること

(6) 運送しようとする旅客の範囲 (縮小する場合に限る)

	新	旧
イ 身体障害者		
ロ 精神障害者		
ハ 知的障害者		
ニ 要介護認定者		
ホ 要支援認定者		
ヘ 基本チェックリスト該当者		
ト その他		

※欄に○を付すものとする。

(7) 事業者協力型自家用有償旅客運送に係る協力事業者の氏名又は名称、住所

	新	旧
氏名又は名称		
住 所		

5. 変更をした日

令和 年 月 日

国自旅第161号  
平成18年9月15日  
一部改正 国自旅第219号  
平成21年12月18日  
一部改正 国自旅第633号  
平成25年4月10日  
一部改正 国自旅第370号  
平成27年4月1日  
一部改正 国自旅第332号  
平成30年3月30日  
一部改正 国自旅第212号  
平成30年12月28日  
一部改正 国自旅第330号  
令和2年3月31日  
一部改正 国自旅第315号  
令和2年11月27日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について

今般の道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）の衆議院国土交通委員会及び参議院国土交通委員会の附帯決議において、地域の需要に即した乗合運送サービスの運行形態等について協議を行う新たな協議会組織が多くの地方公共団体で設置され、関係者の意見等が反映されるよう関係者に対し本法改正の趣旨の周知徹底を図ることとされていることから、別紙のとおり「地域公共交通会議及び運



営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン」を作成したので、各地方公共団体その他の関係者と連携を図りつつ、地域公共交通会議（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第9条の2）、運営協議会（道路運送法施行規則第51条の7）（以下、地域公共交通会議と運営協議会を併せて「会議等」という。）の場を活用して地域の需要に対応した乗合輸送サービス又は自家用有償旅客運送の提供が図られるよう遺漏なきを期されたい。

また、本通達では、上記の趣旨を踏まえ、地域公共交通会議の設置を促進する等の観点から別添1のとおり「地域公共交通会議設置要綱（モデル要綱）」、別添2のとおり「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」について、運営協議会の設置を促進する等の観点から別添3のとおり「有償運送運営協議会設置要綱（モデル要綱）」についても併せて呈示することとしたので、会議等の運用の参考とされたい。

なお、一般乗合旅客自動車運送事業においては、各々の事業者が地域交通の利便性向上に積極的に貢献することを前提としつつ、路線定期運行を基本とし、全体として整合性のとれたネットワークが構築されることが重要であり、地域公共交通会議における協議に当たっても、このような考え方について地方公共団体を始めとする関係者の理解が得られるよう努められたい。

本通達に伴い、「地域交通会議の設置並びにコミュニティバス及び乗合タクシーの許可基準の弾力化等について」（平成17年3月30日国自旅第308号）は、廃止する。

附則（令和2年11月27日付け国自旅第315号）

「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第145号）は、令和2年11月26日限り廃止する。

## 〔別紙〕地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン

### 1. 会議等の目的

- (1) 地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項、その他一般旅客自動車運送事業に関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。
- (2) 運営協議会は、自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項を協議するため設置するものとする。運営協議会は、自家用有償旅客運送が地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に寄与するよう自家用有償旅客運送者に必要な指導・助言を行うよう努めるものとする。

### 2. 会議等の設置及び運営

- (1) 会議等は、一又は複数の市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県が主宰する。都道府県単位で会議等を設置する場合には、都道府県の区域を交通圏、経済圏等を勘案したブロックに分割し、それぞれのブロックごとの分科会形式などにより開催することが望ましい。この場合において、分科会の構成員、運営方法は当該会議等に準ずるものとする。また、施行規則第15条の4第2号及び「地域協議会の要件に関する告示」（平成13年国土交通省告示第1202号）に規定する地域協議会の分科会とすることもできる。
- (2) 会議等は、地方公共団体の長が主宰するものとする。また、複数市町村の合同で主宰する場合及び都道府県が主宰する場合は、都道府県及び市町村がそれぞれ担当の窓口を定めるとともに、運営において重要な事項については関係市町村等の協議により決定する等、緊密な連携と適切な役割分担のもと円滑な運営が確保されるよう努めるものとする。
- (3) 会議等の会長は、必ずしも地方公共団体の職員のみでなく、会議等の構成員の中から互選により選任することもできるものとする。また、会議等の要綱に定めることによって、副会長その他運営に必要な役員を置くこと及び会議等の委員の任期を定めることができるものとする。
- (4) 会議等を設置した地方公共団体は、設置した旨を公表するものとする。
- (5) 会議等の開催は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、協議が調った事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。
- (6) 委員の招集が困難である場合等にあつては、会議等があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面

- の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。
- (7) 会議等において協議が調った事項に係る軽微な変更（工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線の変更（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第17条及び法第79条の7ただし書に規定する、天災等やむを得ない事由によりその路線において運行することができなくなったときを除く。）や、設定している運賃に変更のない停留所の変更、法第79条の6第1項に定める有効期間の更新等の会議等が軽微と認める変更）に伴う協議については、会議等に（9）に定める幹事会を設置して当該協議を行うことについて委任することや書面による協議を行うことができるものとする。

なお、会議等が軽微と認める変更事項は、あらかじめ設置要綱に記載することが望ましい。

- (8) 一度会議等において協議が調った事項を内容の変更なく反復継続して行う場合（過去において既に同意されているものを繰り返し実施する夏休みの子ども運賃割引等）には、更なる協議は不要であるが、必要に応じて会議等への報告を行うものとする。
- (9) 会議等は、必要と認める場合には、会議等の下に幹事会をおくことができるものとする。幹事会は、申請内容の事前審査、会議等の円滑な運営のための方法（関係者間で協議を調える内容に関する部分を除く。）等の審査を行い、幹事会において審査した事項に関して会議等に報告するものとする。

### 3. 協議を行うに当たっての具体的指針

会議等においては、次の（1）～（6）に掲げる事項について、それぞれに定める事項に留意しつつ、具体的な協議を行うものとする。

なお、協議が調った事項を変更しようとする場合も同様とする。

また、特にコミュニティバスの導入について協議を行うに当たっては、「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」（別添2）に定める事項にも留意するものとする。

さらに、自家用有償旅客運送の導入について協議を行うに当たっては、主宰者は、自家用有償旅客運送を行おうとする者（有効期間の更新の登録、変更登録を行おうとする者を含む。以下「申請者」という。）に対し、協議に必要な資料の提出を求められることができるものとする。

#### (1) 地域の移動ニーズの把握

会議等において、必要な交通手段の導入について建設的に協議を行うためには、地方公共団体が把握する地域交通課題等の具体的な情報をもとに、地域の移動ニーズを明らかにすることが必要である。

なお、潜在的な移動ニーズの把握にあたり、地方公共団体の交通政策部局と福祉部局との連携や情報共有等が重要である。

#### (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項

地域公共交通会議においては、地域住民の生活に必要な乗合旅客輸送の確保、利便性の向上を図るため、責任ある議論が行われることが求められる。その際、路線定期運行を中心に整合性のとれた地域交通ネットワークが構築されるよう留意する必要がある。なお、法に基づく手続き上協議を調える必要がある事項等については、(7)に規定する。

① 運行の態様

地域公共交通会議では、地域の実情に応じた適切な運行の態様について十分な協議を行うことが重要である。路線不定期運行又は区域運行については、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているものであることについて適切に判断されることが必要である。

② 運賃及び料金

地域公共交通会議で協議が調った運賃及び料金については、法第9条第4項の規定により届出をもって足りるとされている。運賃及び料金の種類、額、適用方法については、社会的経済的事情に照らし利用者に過度の負担を強いることがないこと、また、他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと、特定の旅客に差別的な取扱いがなされないこと等に留意しつつ、十分協議した上で適切な内容を判断することが必要である。

③ 事業計画（路線、営業区域、使用車両等）

路線不定期運行、区域運行については、路線定期運行との整合性がとられていることが必要であり、設定しようとする路線、営業区域が適切なものか十分協議する必要がある。

営業区域については、地域公共交通会議で協議が調った地区単位とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが営業区域内にあることを要するものとする。

なお、地域公共交通会議が複数市町村の合同で主宰される場合又は都道府県によって主宰される場合の営業区域は、当該地域公共交通会議の地域の全域とするのではなく、主な利用者の居住地、目的地等地域の実情に照らして合理的であり、運行の管理が適切かつ確実に実施できる範囲の地区を定めるものとする。

使用車両については、地域特性又は路線特性等に即した使用車両が望ましいことから、仕様、形状、乗車定員等についても協議することが望ましい。

④ 運行計画

地域公共交通会議で協議が調った運行系統については、クリームスキミング的運行については弾力的に取扱うこととされているが、利用者利便や安全の確保を無視した運行時刻の設定が行われないようにする必要がある。

なお、運行回数や運行時刻の変更については、地域公共交通会議への報告事項とする等、あらかじめ設定の範囲について協議しておくことが望ましい。

⑤ 路線又は営業区域の休廃止等

(イ) 路線定期運行

地域公共交通会議の協議結果に基づく輸送サービスに係る路線の休止又は廃止についても地域公共交通会議において協議することが望ましい。

(ロ) 路線不定期運行、区域運行

路線不定期運行に係る路線の一部廃止及び他の運行の態様と併せて行っている場合の全部廃止、区域運行に係る営業区域の一部廃止及び他の運行の態様と併せて行っている場合の全部廃止については、協議結果に基づく輸送サービスを含む場合には、地域公共交通会議において協議することが望ましい。

⑥ その他必要と認められる措置

地域公共交通会議は、上記以外の事項についても、必要に応じ、運行しようとする者等から説明を求めるなどにより協議して差し支えない。

(3) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

① 自家用有償旅客運送の導入に関する基本的な考え方

地域交通の検討に当たっては、まず既存のバス・タクシーといった交通事業者の活用を十分に検討する必要があるが、需要が希薄となり、従来の民間の交通事業者ではサービス提供が困難な場合においては、自家用有償旅客運送や互助による輸送等も含めて交通ネットワークのあり方を考えることが必要である。

(イ) 交通空白地有償運送について

交通空白地有償運送の必要性が認められる場合とは、過疎地域や交通が著しく不便な地域において、バス、タクシー等の交通事業者による輸送サービスの供給量が、地域住民又は観光旅客を含む来訪者の需要量に対して十分に提供されていないと認められる場合、その他当該地域における営業所が存しない場合、営業所が遠隔地にあるため旅客の需要に的確に応じることが困難となっている場合など、実質的に交通事業者によっては当該地域の住民又は観光旅客を含む来訪者に必要な旅客輸送の確保が困難となっている状況であると認められる場合又はそのような事態を招来することが明らかな場合などが想定されるが、具体的には地域の実情に応じて会議等において適切に判断されることが必要である。

導入の検討に当たっては、持続可能な移動手段の確保のため、当該地域における一般旅客自動車運送事業者の状況を踏まえつつ、法第79条の2第1項第5号に定める事業者協力型自家用有償旅客運送（一般旅客自動車運送事業者が、法第79条の2第1項第5号に掲げる運行管理及び施行規則第51条の2の2に掲げる車両整備管理について協力する自家用有償旅客運送。以下単に「事業者協力型自家用有償旅客運送」という。）の導入についてもあわせて検討し、協議を行うことが望ましい。

(ロ) 福祉有償運送について

当該地域における福祉有償運送の必要性が認められる場合とは、タクシー事業者等による福祉輸送サービスが実施されていないか又は直ちに提供される可能性が低いと認められる場合、地域に福祉輸送サービスを実施しているタクシー事業者等は存在するものの移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合があり得るが、この場合も（イ）と同様、地域の実情に応じて会議等において適切に判断されることが必要であり、導入の検討に当たっては、持続可能な移動手段の確保のため、当該地域における一般旅客自動車運送事業者の状況を踏まえつつ、事業者協力型自家用有償旅客運送の導入についてもあわせて検討し、協議を行うことが望ましい。

#### （ハ）運送の区域

運送の区域は、会議等を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、会議等において協議により定められた区域とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。

会議等が複数市町村の合同で主宰される場合又は都道府県によって主宰される場合の運送の区域は、当該会議等の地域の全域とするのではなく、運送を必要とする者の居住地及び行動の目的地等に照らし合理的であり、かつ、当該団体の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲の市町村を定めるものとする。

なお、当該市区町村の交通環境等の状況から、会議等の協議に基づき、運送の区域を市町村内の一部の地域に限定することができる。この場合において、運送の区域を見直す場合は、再度、会議等の協議を調える必要があるものとする。

#### ② 旅客から收受する対価

自家用有償旅客運送において、旅客から收受しようとする対価が、施行規則第51条の15各号の規定及び関係通達（「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号））の規定に基づき、適切な実費に基づく営利に至らない範囲で定められているものと認められること。この場合において、申請者に対し、旅客から收受する対価の額等について、議論のために必要となる資料の提出を求めるとともに、設定しようとする対価について、必要に応じ申請者から説明等を聴取するものとする。

#### ③ その他必要と認められる措置

会議等は、必要に応じ、以下に掲げる事項について、施行規則に定める要件が確保されているかどうか等に関し、確認するものとする。

（イ）運送しようとする旅客の範囲

（ロ）自家用有償旅客運送に使用する自動車の種類ごとの数

（ハ）運転者に求められる要件

（ニ）損害賠償措置

- (ホ) 運行管理の体制
  - (ヘ) 整備管理の体制
  - (ト) 事故時の連絡体制
  - (チ) 苦情処理体制
  - (リ) その他必要な事項
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等に関する事項
- 既存の輸送資源を活用した地域の持続可能な交通ネットワークの構築の観点から、地方公共団体の発意により、一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等を協議事項とすることができる。
- なお、法第20条第2号の協議を行う場合には、次の事項について協議するものとする。
- ① 営業区域外旅客運送の必要性
  - ② 営業区域外旅客運送の対象となる地域
  - ③ 営業区域外旅客運送を行う事業者
  - ④ 営業区域外旅客運送を行う期間
  - ⑤ その他必要な事項
- (5) 互助による運送との連携に関する事項
- 地域の持続可能な交通ネットワークの構築の観点から、(2)(3)の協議においては、交通事業者や自家用有償旅客運送と、互助による登録又は許可を要しない形態の運送との連携についても十分配慮した協議を行うことが必要である。
- (6) 会議の運営方法その他会議等が必要と認める事項
- 輸送サービスの変更等会議等が必要と認める事項について協議を行う。
- (7) 法に基づく手続き上協議を調える必要がある事項等
- ① 地域公共交通会議において法に基づく手続き上協議を調える必要がある事項
- 地域公共交通会議において法に基づく手続き上協議を調える必要がある事項等は、以下に掲げる事項である。
- (道路運送法上協議を調える必要がある事項)
- ・自家用有償旅客運送に関する事項
  - ① 自家用有償旅客運送の登録、更新登録、変更登録
- 自家用有償旅客運送の登録、更新登録、変更登録については、法第79条の4第1項第5号及び施行規則第51条の7の規定に基づき、自家用有償旅客運送が必要であることについて、地域公共交通会議において協議を調えることとされている。
- ② 旅客から收受する対価
- 旅客から收受する対価については、法第79条の8第2項及び施行規則第15条の15の規定の基準に基づき、地域公共交通会議において協議を調えることとされている。

(「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」において協議が調っていることが許認可の要件とされている事項)

・ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送に関する事項

① 運行の態様

路線不定期運行又は区域運行については、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針（平成13年8月29日国自旅第71号。以下「申請処理方針」という。）」1. (2) ③において、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの（地域公共交通会議等で地域交通ネットワークの観点から協議が調っていること。ただし、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要が無い場合はこの限りではない。）であることとしている。

② 事業計画（使用車両、最低車両数）

使用車両の乗車定員については、申請処理方針1. (3) ②、(4) ①及び(5) ①において、地域公共交通会議又は協議会（施行規則第4条第2項の協議会をいう。）の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合には11人未満の乗車定員とすることができることとしている。

最低車両数については、申請処理方針1. (3) ③、(4) ②及び(5) ②において、地域公共交通会議又は協議会の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合は、最低車両数の定めのない限りとしている。

(許認可の手續等について、協議が調っていることによって特例が認められる事項)

① 運賃及び料金

地域公共交通会議で協議が調った運賃及び料金については、法第9条第4項及び施行規則第9条の2の規定により届出をもって足りるとしている。

② 事業計画（路線、営業区域）

路線又は営業区域については、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間に対する設定方針について」（平成13年12月26日国自旅第129号）1及び2において地域公共交通会議又は協議会で協議が調った事案については、特段の事情がない限り、通常3ヶ月又は2ヶ月をそれぞれの事案ごとに、概ね2ヶ月又は1ヶ月を目処とした迅速な処理をすることとしている。

③ 運行計画



「一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領」（平成13年9月27日国自旅第90号）4.（2）②において地域公共交通会議で協議が調った運行系統については、クリームスキミング的運行の要件に該当する場合であっても弾力的に取扱うこととしている。

④ 路線又は営業区域の休廃止等

（イ）路線定期運行

「道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の路線等の休止又は廃止に関する手続きの取扱いについて」（平成13年9月26日国自旅第92号）I. 1（3）において、地域公共交通会議の協議結果に基づき路線を休止又は廃止する場合のうち、地域公共交通会議が地域協議会の分科会として位置付けられている場合及び利用者の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合には、必要となる届出について休止又は廃止予定日の30日前までの届出でよいこととしている（通常は6ヶ月前までの届出）。

（ロ）路線不定期運行、区域運行

路線不定期運行に係る路線の一部廃止及び他の運行の態様と併せて行っている場合の全部廃止、区域運行に係る営業区域の一部廃止及び他の運行の態様と併せて行っている場合の全部廃止については、「道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の路線等の休止又は廃止に関する手続きの取扱いについて」（平成13年9月26日国自旅第92号）II. 及びIII. において、地域公共交通会議において協議が調っていれば、この場合に必要となる事業計画変更認可申請については、廃止予定日の30日前までの申請でよいこととしている（通常は2ヶ月前までに申請）

② 運営協議会において法に基づく手続き上協議を調える必要がある事項

運営協議会において法に基づく手続き上協議を調える必要がある事項は、以下に掲げる事項とする。

（道路運送法上協議を調える必要がある事項）

・自家用有償旅客運送に関する事項

① 自家用有償旅客運送の登録、更新登録、変更登録

自家用有償旅客運送の登録、更新登録、変更登録については、法第79条の4第1項第5号及び施行規則第51条の7の規定に基づき、自家用有償旅客運送が必要であることについて、運営協議会において協議を調えることとされている。

② 旅客から收受する対価

旅客から收受する対価については、法第79条の8第2項及び施行規則第15条の15の規定の基準に基づき、運営協議会において協議を調えることとされている。

#### 4. 会議等の構成員

- (1) 地域公共交通会議の構成員は、施行規則第9条の3第1項に掲げる者とし、運営協議会の構成員は、施行規則第51条の8第1項に掲げる者とする。ただし、施行規則第9条の3第2項又は第51条の8第2項の規定により、地域の実情により、構成員に上記以外の者を加えることができる。

地域公共交通会議において自家用有償旅客運送に係る協議を実施する場合は、施行規則第9条の3第2項第2号の「地域公共交通会議の運営上必要と認められる者」として、当該地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等を加えることとする。

自家用有償旅客運送の実施において、観光旅客を含む来訪者を輸送対象とする場合は、地域の観光資源の活用を図る観点から、観光協会や観光関連事業者等の観光関係者を構成員に加えることが望ましい。

- (2) 構成員を選任し、又は変更するに当たっては、会議等の公正・中立な運営を行い得るよう、地域公共交通会議にあっては施行規則第9条の3第1項に、運営協議会にあっては施行規則第51条の8第1項各号に掲げる構成員ごとのバランスに留意し、特定の者に偏らないよう配慮する。
- (3) 自家用有償旅客運送に係る申請者に対しては、会議等を主宰する地方公共団体が事前に意見の聴取を行うか、又は、会議等（幹事会を含む。）に申請者を参加させ、運送する旅客の範囲、対価、運送の頻度等の有償運送の活動内容及び申請に関する意見を述べさせることとするか、いずれかの措置を講ずるものとする。ただし当該申請者（市町村が申請者である場合を除く。）が会議等に参加する場合にあっては、自らが行う有償運送の可否の議決には加わることはできないものとする。
- (4) 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合には、円滑な協議を誘導するため、地域公共交通のエキスパートなどの人材を第三者のコーディネーターとして加えるよう配慮する。
- (5) 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合には、その必要性については、地域の移動制約者の現状について、ケアマネージャーや保健師等、移動制約者の代弁者も加えることで、現場の実状を詳細に把握するよう配慮する。なお、会議等に移動制約者の代弁者を参加させる等、地域の実情に応じ、会議間での緊密な連携を図ることが必要である。
- (6) 会議等の構成員は、地域住民の交通利便の確保・向上のために、目的意識を共有し、「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」（平成26年11月20日国土交通省、総務省告示第1号）七に掲げる事項を十分に理解して会議に参画することが必要である。

#### 5. 会議等における協議

(1) 会議等において協議を調える方法

会議等の協議を行うに当たっては、公正・中立な運営を確保するため、構成員のバランスにも配慮し委員の選任を行うとともに、関係者間のコンセンサスの形成をめざして、(4)の検討プロセスに基づき(ただし、地域のニーズに対応した交通手段の確保のために、会議等がこれによらない協議を行う旨決議した場合を除く)、十分議論を尽くして行うものとする。議決については、円滑な運営を確保するため、あらかじめ会議等の設置要綱に議決に係る方法を定めるものとする。

議決に係る方法は、必ずしも全会一致を意味するものではなく、多数決など会議等の設置要綱に定められた議決方法により決することにより、協議が調ったものとする。

協議が調った場合には、地域公共交通会議にあつては、施行規則第9条第2項又は施行規則第51条の3第4号に規定する書類を、運営協議会にあつては、施行規則第51条の3第4号に規定する書類を、申請者(届出者)に対し交付するものとする。

(2) 会議等において既に調った協議事項の見直し方法

法第79条の12第1項第4号に規定する関係者間における協議については、その行う自家用有償旅客運送に関し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難でなくなったこと又は地域において必要な旅客輸送を確保するため必要でなくなるに至った事実及び理由を示して協議を行うものとする。この場合において、当該自家用有償旅客運送者に業務改善又は弁明の機会を付与するなど、可能な限り手続き上の透明性に配慮するものとする。

(3) 会議等における検討プロセス

会議等において、地域の移動ニーズに対応した交通(乗合タクシー等)を適切な役割分担により円滑に導入するために、以下の検討プロセスにより、協議を行うものとする。

① 地域の移動ニーズに対応した交通の導入に関する提案

地域の移動ニーズに対応した交通の導入に関し、具体的な提案(運行内容(路線又は区域)、運賃及び料金、実施時期が定められているもの。)を2ヶ月以内に提出するよう、会議等から地域の交通事業者に対して求めることとする。

なお、期限内に具体的な提案がない場合は、地域の移動ニーズに対応した交通に関し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であることについて、会議等の協議が調ったものとみなし、③の協議を行うものとする。

② 提案内容に関する協議

①又は⑤の提案について、地域の移動ニーズへの対応の観点から、会議等に対して提案があつた日から最長4ヶ月間の協議を行うものとし、実施するとの協議結果となつた場合は、これをもって会議等における協議が調ったものとみなす。

なお、4ヶ月間の期間内に実施するとの協議結果に至らなかつた場合は、地

地域の移動ニーズに対応した交通に関し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であることについて、会議等の協議が調ったものとみなし、③の協議を行うものとする。

③ 自家用有償旅客運送についての協議

地域の移動ニーズに対応した自家用有償旅客運送（種別、運送主体、運行内容（路線又は区域）、利用者から收受する対価、実施時期等）について協議するものとする。

④ 自家用有償旅客運送の交通事業者に対する運行委託に関する協議

③で協議した自家用有償旅客運送について、交通事業者への運行委託による実施を協議し、委託可能との協議結果に至らなかった場合は、市町村又は特定非営利活動法人等による実施について、協議を行うこととする。

⑤ 更新登録における検討プロセスによる協議

現に実施されている自家用有償旅客運送に対して、提案者から、交通事業者による困難性が認められないとの意見を付した上で、具体的な提案を行う場合、提案者は現に実施されている自家用有償旅客運送の有効期間の満了日の4ヶ月前までに会議等に提案を行い、②～④に基づき検討を行うものとする。

この場合、地域の移動ニーズに対応した交通手段の安定的な確保の観点から、当該提案により提供される輸送サービスの持続性を踏まえ、自家用有償旅客運送の更新登録を行うことを含め、慎重に検討を行うものとする。

⑥ 検討プロセスの運用

上記の検討プロセスの運用については、会議等の設置要綱において、検討プロセスに基づく協議結果は会議等において議決されたものとする旨を、あらかじめ定めるものとする。

ただし、現に行われている協議の状況や段階等を踏まえ、検討プロセスに基づく協議結果は会議等で議決されたものとする旨を、あらかじめ、議決することも可能とする。

6. 会議等において定められた自家用有償旅客運送に関する独自の基準に対する考え方

会議等において、関係法令・通達に定められていない独自の基準（以下「ローカルルール」という。）に対する考え方については、当該地域における移動制約者の状況、バス、タクシー等の公共交通機関の整備状況等を踏まえ、自家用有償旅客運送について十分な検討が行われ、合理的な理由に基づいて協議され設けられたローカルルールについては、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えるものでない限り、排除されるものではない。

他方、一度定められたローカルルールについて、その前提となる状況が変化しているにもかかわらず長期間見直しを行っていないことや、個別の事例につき適用された取扱いを他の事例との違いを吟味せず地域で一律のローカルルールとして適

用するといった取扱いは適当ではない。

このため、会議等ごとに主宰者である市町村が自家用有償旅客運送の運営実態等を踏まえながら適切性について改めて検証を行い、これらに基づいて定められていないと判断されたローカルルール（以下「不合理なローカルルール」という。）については、適時適切に見直しを行う。

毎年度、見直しの進捗状況について、①ローカルルールの内容、②ローカルルール設定の経緯、③判定結果、④判定理由、⑤今後の対応方針、⑥対応結果等をローカルルール検証結果報告書により、毎年3月末現在における検証の推進状況を報告することとする。

それら報告を集計した上で、不合理なローカルルールの見直しが遅れている市町村においては速やかに見直しを行うものとする。

#### 7. 申請処分後における主宰者の役割

主宰者は、一般旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送に係る相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、利用者等からの苦情その他に対応するため、連絡窓口を整備するものとする。

都道府県が主宰者である場合は、各関係市町村にも連絡窓口を整備するものとする。

(〇〇地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)

〇〇市役所〇〇部〇〇課

連絡先：TEL 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

担当：〇〇、△△、□□

主宰者は、利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、輸送の安全の確保等を通じ適切な運営を確保するため、会議等の構成員に通知するとともに、会議等で対応を協議し必要な指導を行うことができるものとする。

会議等において必要な指導を行ったにもかかわらず、協議が調っている事項に関し、一般旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者がこれに従わない場合や、相違した運行を行っているとの通報があった場合、利用者からの苦情等のうち悪質と思われるもの、死亡事故等の重大事故の発生等の連絡を受けた場合には、主宰者は管轄する運輸支局等に連絡を行う等相互に密接な連携を図り対応を協議するものとする。

また、運輸監理部長、運輸支局長、指定都道府県等の長から、会議等で協議した自家用有償旅客運送者に係る業務の停止又は登録の取消等、行政処分に係る通知を受理した場合にあっては、当該事実を会議等の構成員に周知するとともに、必要に応じ会議等を開催し対応を協議する等適切な対応を実施するものとする。

〇〇（市町村）地域公共交通会議設置要綱（モデル要綱）

制定（年号）〇〇年〇〇月〇〇日

（目的）

第1条 〇〇（市町村）地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- （2）自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- （3）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- （1）〇〇市町村長（〇〇都道府県知事）又はその指名する者
  - （2）一般乗合旅客自動車運送事業者（〇〇〇〇株式会社）
  - （3）一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者（〇〇〇〇株式会社）
  - （4）社団法人〇〇県〇〇協会
  - （5）住民又は利用者の代表
  - （6）〇〇運輸局長（〇〇運輸支局長）又はその指名する者
  - （7）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
  - （8）道路管理者、都道府県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者
- 2 自家用有償旅客輸送に係る協議を行う場合は、前項の委員に加えて、市において現に自家用有償旅客輸送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者を交通会議の委員とする。

（交通会議の運営）

第4条 交通会議に会長をおき、主宰者の地方公共団体の職員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議の議決の方法は、〇〇〇〇とする。

- 5 4の定めに関わらず、「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日国自旅第161号)に定める「地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン」5.(4)会議等における検討プロセスに基づく協議結果は、交通会議の議決があったものとする。
- 6 交通会議は原則として公開とする。
- 7 交通会議の庶務は、〇〇(市町村)〇〇部(課)において処理する。
- 8 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(〇〇地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)

〇〇市役所〇〇部〇〇課

連絡先：TEL 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

担当：〇〇、△△、□□

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

[以下は必要に応じ定めることとする。]

(幹事会)

第〇条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会をおく。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(交通会議における協議が調った事項に係る軽微な変更事項)

第〇条 交通会議は、次に掲げる変更事項について、軽微なものと認め、当該変更に伴う協議については、第〇条に定める幹事会を設置して当該協議を行うことについて委任することや書面による協議を行うことができる。

(1) △△

(2) ××

## コミュニティバスの導入に関するガイドライン

### 1. 目的

本ガイドラインは、「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」に定めるもののほか、市町村等がコミュニティバスを導入する際の留意すべき事項を定めることによって、地域住民にとって便利で効率的な地域交通ネットワークの構築に寄与することを目的とする

### 2. コミュニティバスの定義

本ガイドラインで「コミュニティバス」とは、交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、以下の方法により運行するものをいう。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス（乗車定員11人未満の車両を用いる「乗合タクシー」を含む。）
- (2) 市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送

### 3. コミュニティバスの導入に際し留意すべき事項

#### (1) 基本的な考え方

地域の交通ネットワークの整備にあたっては、路線定期運行を基本としつつ、当該地域の特性に応じたその他のサービスを組み合わせることによって、全体として整合性のとれたネットワークを構築することが重要である。

公的資金によって支えられるコミュニティバスは、自立運営を原則とする路線バス（一般乗合旅客自動車運送事業者が運行するコミュニティバス以外の路線定期運行をいう。以下同じ。）を補完し、これと一体となって当該地域の交通ネットワークの一部を形成するものであることから、その導入にあたっては、路線、区域、運行時刻等において路線バスとの整合性を図るよう十分留意する必要がある。

#### (2) 事業計画（路線、営業区域、使用車両、停留所等）

路線や区域については、導入するコミュニティバスの地域交通ネットワークにおける役割分担を明確にした上で、路線バスと実質的に競合することのないよう十分に検討すべきである。検討にあたっては、市町村等が同一地域内を運行する路線バスの運行事業者を含む関係者からヒアリングをすることが望ましい。

使用車両については、地域特性又は路線特性等に即して仕様、形状、乗車定員等について検討する必要がある。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年12月15日国土交通省令第111号）」にしたがって所要の要件を満たす必要がある。さらに、使用車両数については、車検、定期点検、事故等の発生に備えた予備車両の必要性について検討



する必要がある。

停留所や乗降場所については、路線バスとの乗り継ぎを考慮して検討する必要がある。

(3) 運行計画（運行系統、運行回数、運行時刻）

路線バスでは運行できない時間帯をコミュニティバスが分担するなど、運行系統、運行回数、運行時刻の設定にあたっては、相互の補完を図り、競合を回避するよう配慮すべきである。また、運行時刻の設定は、結節点における路線バスとの接続を考慮して行うべきである。さらに、「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年12月3日国土交通省告示第1675号）」に留意する必要がある。

(4) 運賃及び料金等

一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う場合の運賃及び料金については、他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと、財政負担を踏まえつつ、安全運行に必要な費用を確保できること及び持続的な運行が可能であることにつき、十分に検討する必要がある。

市町村運営有償運送による場合の旅客から收受する対価については、「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて（平成18年9月15日付け国自旅第144号）」の定めるところによる。

(5) 市町村等が運行を委託する場合における運行主体の選定方法

運行を委託する場合の運行主体（一般乗合旅客自動車運送事業者）の選定にあたっては、運行経費の多寡のみを基準とすることなく、収益拡大策、運行の安全性、利用者の利便性、環境への配慮、緊急時の対応能力等の観点から総合的に評価することが重要である。

総合的に評価する際の評価項目及び評価要素の例は以下のとおりである。評価にあたっての各項目の比重については、運行経費に偏ることのないようにすべきであり、とりわけ運行の安全性には十分な配慮が必要である。

① 運行経費

- ・ 能率的な運営を前提としていること
- ・ 安全運行のために必要な経費等の確保
- ・ 経費の適正な見積もり

② 収益拡大策

③ 運行の安全性

- ・ 旅客運送事業の実績
- ・ 国土交通省による処分の状況
- ・ 重大事故の発生の状況（過去〇年間）（重大事故とは自動車事故報告規則第2条の事故をいう。）
- ・ 運輸安全マネジメントの導入状況

- ・ 運行管理体制
- ・ 整備管理体制
- ・ 営業所と車庫との距離
- ・ 適切な乗務割、労働時間を前提とした運転者の選任計画
- ・ 休憩、仮眠又は睡眠のための施設の設置状況

④ 利用者の利便性

- ・ 高齢者、障害者への配慮（バリアフリー車両の導入等）
- ・ 運転者の教育体制
- ・ 利用者に対する情報提供の体制
- ・ 苦情対応体制
- ・ 他の交通機関とのネットワーク構築に向けた取り組み

⑤ 環境への配慮

- ・ 低公害車の導入状況
- ・ 省エネルギーへの取り組み状況
- ・ 交通エコロジー・モビリティ財団のグリーン経営認証又は ISO14001 の取得の有無

⑥ 緊急時の対応能力

- ・ 事故時の処理体制
- ・ 事故時の損害賠償能力
- ・ 災害発生時等緊急時の対応能力
- ・ 予備車両の状況

(6) 市町村等が運行を委託する場合におけるその他の配慮事項

燃料高騰など運行主体の責に帰すことのできない要因により、運行経費が著しく増加したり実運賃収入が予定運賃収入を著しく下回った場合には、衡平の観点から委託費の適切な見直しが行われることが望ましい。

また、運行主体が新たに車両を購入して運行する場合であって、5年未満で運行委託契約が終了する場合には、残期間の車両償却費の負担について適切な配慮がなされることが望ましい。

【参考事例】

○路線バスと実質的に競合するコミュニティバスを導入したため、利用者の利便性の低下が危惧される事例（3.（1）関係）

- ・ A市は、市中心部において、既存路線バスと実質的に競合する低廉な運賃のコミュニティバスの運行を開始した。既存路線バスは、市中心部を通過して過疎地域を結ぶ赤字路線であるが、コミュニティバスとの競争で市中心部での収入が減少しているため、減便又は廃止を検討している。過疎地域の住民の利便性の低下が危惧される。
- ・ B市は、C社の既存路線バスと実質的に競合する形で、入札で最低価格を提示したD

社に委託しコミュニティバスの運行を開始した。その結果、C社は旅客の逸走から路線の一部撤退を行ったが、その後、D社は経営不振によりコミュニティバスの委託費の増額をB市に要望するも認められないため、コミュニティバスから撤退するおそれがある。コミュニティバスが運行できなくなれば既存路線バスが撤退した地域の住民の足がなくなることとなる。

○路線バスとの役割分担を明確にしてコミュニティバスを導入した事例（3.（2）関係）

E町は、既存路線バスでカバーすることのできない末端地域について、既存路線バスの停留所までの足の確保を目的として乗合タクシーを導入している。なお、既存路線バスとの運賃上の乗り継ぎ抵抗に配慮し、乗り継ぎ割引も導入している。

○路線バスと実質的に競合するコミュニティバスを導入したため、路線バスの輸送人員が減少し補助金の増額につながった事例（3.（2）関係）

F市は、G社の既存路線バスに補助金を交付し路線維持を図っていたが、当該路線に競合するコミュニティバスを導入（運行はG社に委託）したため、既存路線バスの輸送人員が減少し、結果として既存路線バスに対するF市の補助金の増額につながった。

○使用車両の検討が十分に行われなかったことにより問題が生じた事例（3.（2）関係）

H市は、地域公共交通会議の合意に基づきコミュニティバスの運行をI社に委託することとし、I社が一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請を行ったが、使用車両がバリアフリー基準に適合しないことから許可が得られず、財政面の手当を含め使用車両の再検討が必要となり、運行開始が大幅に遅れることとなった。

○路線バスとコミュニティバスの相互の補完を図り利用者利便を向上した事例（3.（3）関係）

J市は中心市街地において、K社の既存路線バスの運行本数が少ない昼間時間帯にコミュニティバス（運賃100円）を運行し利用者利便を高めるとともに、K社の昼間時間帯の路線バス運賃をJ市の負担によって200円まで引き下げ、路線バスとコミュニティバスの運賃格差の是正を図っている。

○自治体の設定した運行ダイヤが運転者の労働時間の制約に抵触していた事例（3.（3）関係）

L市は運行ダイヤ等を定め、入札を経てコミュニティバスの運行をM社に委託したが、M社が実際に運行したところ、少しの遅れで運転者の労働時間の制約に抵触する運行ダイヤとなっていたため、運行開始早々、運行ダイヤの変更が行われた。

○運行経費の多寡のみを基準に事業者を選定したことによって運行に支障が生じた事例（3.（5）関係）

- ・ N市は、入札で最低金額を提示したO社にコミュニティバスの運行を委託したが、O社が運行経費を抑えるために勤務実態のない運行管理者について虚偽の届出をしていたことから、道路運送法第40条の規定に基づく車両停止処分を受けることとなり、コミュニティバスの運行に支障が生じる結果となった。
- ・ P町は、入札で最低金額を提示したQ社にコミュニティバスの運行を委託することとし、Q社が一般乗合旅客事業者運送事業の許可申請を行ったが、運行管理体制が整っていないことなどから許可が得られず、運行直前になって急遽地場の一般乗合旅客自動車運送事業者の協力を得てコミュニティバスの運行にこぎ着けた。
- ・ R市は、入札で最低金額を提示したS社にコミュニティバスの運行を委託したが、S社は経営不振によりコミュニティバスの委託費の増額をR市に要望するも認められないため、コミュニティバスの運行から撤退した。

○コミュニティバスの運行経費の一般的な項目例（3.（5）①関係）

運送費	人件費（運転者、その他）
	燃料油脂費
	車両修繕費
	車両減価償却費（又は車両リース料）
	自動車関係諸税
	保険料
	バス停修繕費
	その他運送費
初期費用	バス停設置費用
	音声合成データ作成費
	その他初期費用
一般管理費	人件費
	その他経費

○安定的な運行に資する委託契約等の事例（3.（6）関係）

- ・ T市とU社のコミュニティバスに関する運行協定書においては、事業者の責に帰さない燃料高騰など外部要因による運行経費の増加が生じた場合、運行負担金の変更を求めることができるとしている。
- ・ V市とW社のコミュニティバス運行に関する協定書においては、W社の車両を使用することとなっているが、運行が5年未満で終了する場合は、使用車両の残存価格の負担について、V市とW社が協議の上別に定めることとしている。

〇〇（市町村） 有償運送運営協議会設置要綱（モデル要綱）

制定（年号） 年 月 日

（目的）

第1条 〇〇（市町村）運営協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、〇〇市の住民の福祉の向上又は交通空白地域の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、自家用有償旅客運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- ① 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- ② 法第79条の12第1項第4号の規定による協議が調った状態でなくなったことに関する事項
- ③ 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

（協議会の構成員）

第3条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- ① 〇〇市町村長又はその指名する職員
- ② （〇〇市町村）を営業区域に含むバス、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- ③ （〇〇市町村）に現在する住民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者
- ④ 地方運輸局長若しくは〇〇運輸支局長又はその指名する職員
- ⑤ 関係する地方公共団体の長又はその指名する職員
- ⑥ 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- ⑦ （〇〇市町村）において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者
- ⑧ 学識経験者その他協議会を主催する地方公共団体が必要と認める者

(協議会の運営)

- 第4条 協議会に会長をおき、主宰する地方公共団体の職員の中からこれを充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
  - 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
  - 4 協議会の議決の方法は、〇〇〇〇とする。
  - 5 4の定めに関わらず、「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日国自旅第161号)に定める「地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン」5.(4)会議等における検討プロセスに基づく協議結果は、協議会の議決があったものとする。
  - 6 協議会の構成員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。
  - 7 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。
  - 8 協議会の庶務は、〇〇(市町村)〇〇〇〇部において処理する。
  - 9 有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(有償運送に係るご相談又は通報窓口)

△△市役所△△部△△課

連絡先：TEL ××××-××××-××××

FAX ××××-××××-××××

担 当：〇〇、△△、□□

(守秘義務)

- 第5条 協議会の委員(幹事会の委員)は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

- 第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。
- 2 協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。

(その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮り定める。

[以下は必要に応じ定めることとする]

(幹事会)

第〇条 協議会は、運送主体の申請内容その他の協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他協議会が必要と認めた者を委員とすることができる。

3 幹事会は、必要に応じ、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(協議会における協議が調った事項に係る軽微な変更事項)

第〇条 協議会は、次に掲げる変更事項について、軽微なものと認め、当該変更に伴う協議については、第〇条に定める幹事会を設置して当該協議を行うことについて委任することや書面による協議を行うことができる。

(1) △△

(2) ××

国自旅第144号  
平成18年 9月15日  
一部改正 国自旅第147号  
平成29年 8月31日  
一部改正 国自旅第315号  
令和 2年11月27日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて

今般、道路運送法（以下「法」という。）の一部が改正され、自家用有償旅客運送の対価について、道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）第51条の15の規定により、その基準が定められた。これを受けて自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の設定方法等について、具体的に以下のとおり定めたので、その旨了知されるとともにその取扱いについて遺漏なきよう取り計らわれたい。



## 記

### 1. 路線を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価の基準等について

路線を定めて行う自家用有償旅客運送に係る運送の対価の範囲については、当該地域又は隣接市町村等における一般乗合旅客自動車運送事業の運賃、当該地域における撤退前の一般乗合旅客自動車事業の運賃を目安として、地域公共交通会議（施行規則第9条の2に規定する地域公共交通会議をいう。）、協議会（施行規則第4条第2項に規定する協議会をいう。）又は運営協議会（施行規則第51条の7に規定する運営協議会をいう。）（これらの会議又は協議会が組織されていない場合には、交通空白地有償運送の登録に関する処理方針（令和2年11月27日付け国自旅第316号。以下同じ。）2.（3）④に定める関係者間）（以下、これらを総称して「地域公共交通会議等」という。）において協議が調った額とする。

### 2. 区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価の基準等について

区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る運送の対価の範囲については、以下の（1）から（4）を目安として地域公共交通会議等（これらの会議又は協議会が組織されていない場合には、自家用有償旅客運送の種別に応じて交通空白地有償運送の登録に関する処理方針2.（3）④又は福祉有償運送の登録に関する処理方針（令和2年11月27日付け国自旅第317号）2.（3）③において協議が調った額とする。

#### （1）対価の範囲

区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価は、運送サービスの提供及び当該運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並びに施設の利用に要する費用について、利用者の負担を求めるものであって、以下の①及び②に掲げる範囲のものをいう。

##### ① 運送の対価

運送サービスの利用に対する対価

##### ② 運送の対価以外の対価

運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価であって、以下のようなものが考えられる。

##### イ. 迎車回送料金

旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金。

ロ. 待機料金

旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金。

ハ. その他の料金

介助料（乗降介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など。

(2) 対価の設定方法

① 運送の対価

運送の対価は、原則として、次のイ. ロ. ハ. の中から選択するものとする。

ただし、これらのいずれにもより難しい場合にあっては、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、地域の実情に応じた運送の対価の設定を行うことができるものとする。

イ. 距離制

原則として、旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じて対価を設定するものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

ロ. 時間制

旅客を運送するため旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により運送の対価を定めるものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

ハ. 定額制

旅客の運送に要した時間及び距離によらず1回の利用ごとに対価を定めるもの又は予め利用者の利用区間ごとの対価の額を定めるもの。

② 運送の対価以外の対価

運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定めるものとする。

(注) 会員となるときの入会金、年会費、月会費その他の名目で徴収され、専ら団体の活動の維持・運営に当てられる会費等は、原則としてここで対価には含めない。

(3) 対価の設定に当たっての考え方

旅客から収受する対価は、法第79条の8及び施行規則第51条の15の規定に基づき、以下に掲げる考え方に従って定めるものとする。

① 旅客から収受する対価の水準

旅客から収受しようとする対価は、施行規則第51条の15において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、次のイ. からホ. に掲げる基準を目安とするものとする。

イ. 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね1/2の範囲内であること。ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1/2を超える運送の対価を設定することも可能である。

ロ. 運送の対価以外の対価にあつては、実費の範囲内であること。

ハ. 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。

ニ. 運送の対価を距離制又は時間制で定める場合であつて、車庫（事務所の車庫を含む。）を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあつては、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね1/2の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収してはならない。なお、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1/2を超える対価を設定することも可能である。

ホ. 交通空白地有償運送に係る対価を定める場合であつて、上記イ. からニ. までの規定によりがたい場合は、当該地域又は近隣の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金を参考として対価を定めることができる。

（注1）登録後の実績に基づき、平均実車キロを算出することができる申請者にあつては、当該平均実車キロを乗車した場合のタクシーの上限運賃を基準として、上記イ. ハ. ニ. の考え方を適用することができる。

（注2）運送の対価以外の名目で、実質的に運送サービスの対価を収受することにより、運送の対価の水準を名目的に上記イ. に合致する水準に抑制するなどの操作は認められない。

② 対価の適用方法

イ. 時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの

適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しようとする際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされる必要がある。

ロ. 福祉有償運送に係る運送の対価にあつては、1個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合の対価を定めるものである。このため、ハ. に規定する複数乗車（1回の運行で複数の利用者を運送する場合であつて、旅客1人ずつから対価を収受する場合をいう。以下同じ。）の対価を定めることができる場合を除き、旅客数に応じた運送の対価を収受することはできないものであること。

ハ. 福祉有償運送における複数乗車の対価を定める場合には、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね1/2の範囲内にあると認められるか、又は平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね1/2の範囲内にあると認められるか、いずれかの方法により判断することができる。なお、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1/2を超える対価を設定することも可能である。

ニ. 運送の対価以外の対価を利用者に求める場合は、旅客が利用した設備又は提供された役務の種類ごとに金額を明記すること。

(4) タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことを煽って会員等の募集を行ってはならないこと。

#### 附 則

1. 本規定は、平成18年10月1日から適用する。
2. みなし登録者における対価にあつては、なお、従前の例によることとし、みなし登録者が施行日以降に対価を変更する場合から本規定の適用を行う。

#### 附 則（平成29年8月31日国自旅第147号）

1. 本規定は、平成29年8月31日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

附 則（令和2年11月27日国自旅第315号）

1. 本規定は、令和2年11月27日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

国自旅第 35号  
平成21年 5月21日  
一部改正 国自旅第319号  
令和 2年11月27日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局旅客課長

福祉有償運送に係る地域公共交通会議等における協議に当たっての  
留意点等について

福祉有償運送については、「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（令和2年11月27日付け国自旅第317号）（以下「処理方針」という。）、  
「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号）（以下「対価通達」という。）、  
「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第161号）（以下「ガイドライン」という。）等により取り扱っているところであるが、これら関係通達の一部について、解釈、運用上の疑義等が指摘されているため、今般、その趣旨等について、下記のとおり整理することとしたので、十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、別添のとおり、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

## 記

### 1. 運送の区域について（処理方針2.（2）⑤前段、ガイドライン3.（3）ハ）

福祉有償運送の運送の区域については、原則、市町村の長が主宰する地域公共交通会議（道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）第9条の2に規定する地域公共交通会議をいう。地域協議会の分科会として設置された場合を含む。以下同じ。）、協議会（施行規則第4条第2項に規定する協議会をいう。）又は運営協議会（施行規則第51条の7に規定する運営協議会をいう。運営協議会の分科会として設置された場合を含む。以下同じ。）（これらの会議又は協議会が組織されていない場合には、福祉有償運送の登録に関する処理方針2.（3）③に定める関係者間）（以下これらを総称して「地域公共交通会議等」という。）で協議により定められた区域とされているが、処理方針及びガイドラインで述べているとおり、地域公共交通会議等を複数の市町村又は都道府県単位で開催することも可能であり、この場合、運送を必要とする者の居住地及び行動の目的地等に照らし合理的であり、かつ、当該団体の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲であって、一つの市町村を超えた広域的な運送の区域を設定することも可能である。

### 2. 運送しようとする旅客の範囲について

#### （1）申請日において該当する者がいない区分（処理方針2.（2）⑧（イ）後段）

福祉有償運送の必要性については、道路運送法施行規則第49条第2号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの区分ごとに、旅客の障害の状況等の態様を踏まえて判断することが必要であるため、登録の申請日において該当する者がいない区分は申請することができないこととされているが、登録後、区分を追加するため旅客の範囲を変更する場合は、軽微な事項の変更の届出として、変更のあった日から30日以内の届出で足りる。

なお、追加された区分に係る旅客を運送の対象とすることの妥当性等については、地域公共交通会議等において、更新登録等の際に確認するものとする。

#### （2）道路運送法施行規則第49条第2号ロ、ハ、ホ、ヘ及びトに該当する者の確認方法について（処理方針2.（2）⑧（ロ、ハ）、ガイドライン3.（3）

③ (イ))

福祉有償運送の旅客は、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者に限定されており、特に、道路運送法施行規則第49条第2号ロ、ハ、ホ、ヘ及びトに該当する者（精神障害者、知的障害者、要支援者、基本チェックリスト該当者及び「その他の障害を有する者」）については、地域公共交通会議等において運送の対象とすることの妥当性等の確認を行うことが必要とされている。確認の方法については、処理方針において、「申請者に当該会員の具体的な身体状況等の説明を求める、身体状況について地域公共交通会議等の事務局が予め聴取した上でその内容を地域公共交通会議等に報告する、地域公共交通会議等の下に判定委員会を設置し、当該判定委員会において運送の対象とすることの適否について審査する」などの方法が例示として挙げられているが、参考までに、現在、各地の地域公共交通会議等において行われている確認方法の事例について、その主なものを別紙1のとおりとまとめた。

3. 複数乗車の必要性について（処理方針2.（2）⑧（二））

福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送を原則としており、複数乗車については、例外的なものとされ、透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって、地域公共交通会議等が必要と認めた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送することができることとされている。処理方針2.（2）⑧（二）にある、「透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎」は、複数乗車が認められる代表的な事例として例示されているものであり、必ずしもこれに限定されるものではない。参考までに、現在、各地の地域公共交通会議等において協議し、処理方針を踏まえて認められている複数乗車の事例について、その主なものを別紙2のとおりとまとめた。

4. 旅客から收受する対価について（対価通達2.（3）①イ.（注2））

旅客から收受する対価については、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であることなどが求められているが、対価通達2.（3）①イ.にある「タクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね1/2の範囲内であること。」は、運送の対価の目安



であり、上限として定められているものではない。また、旅客から収受する対価について、運送の対価と運送の対価以外の対価に区分して定められているが、これは、対価通達2.(3)①(注2)にあるとおり、運送の対価を運送の対価以外の名目で収受することにより、運送の対価の水準を、タクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であるとするような操作を防止するためである。

#### 5. 地域公共交通会議等に提出される書類について

地域公共交通会議等に提出される書類については、登録申請関係書類の写しの活用等が行われているが、地域公共交通会議等によっては、既存の書類で確認が可能であるにも拘わらず、別様式に書き改めた書類を求められるという事例も報告されており、こうした事例は特段の事情がない限り過重なものと考えられるので、申請者の負担の軽減にも十分配慮し、提出書類が適切なものとなるよう取り扱うこと。

旅客の範囲（精神障害者、知的障害者、要支援者、基本チェックリスト  
該当者及びその他の障害者）の確認方法の事例

※「その他の障害者」とは、道路運送法施行  
規則第49条第2号トに該当する者である。

1. 判定組織を設置して判断

（事例1）

- ① 判定委員会の対象となるのは、要支援者及びその他の障害者。
- ② 地域公共交通会議等事務局において、運送団体が利用者に聴取して作成したチェックシート、介護保険被保険者証及び医師の診断書を確認。チェックシートについて指摘事項があれば、事務局から運送団体に聴取。
- ③ 事務局での確認後、判定委員会に送付し、協議により判定。ただし、実際には、ケアマネージャーに判定を委ねることが多い。
- ④ 判定委員会は、市内を営業区域に含むタクシー等の事業者及びその組織する団体、市内において現に福祉有償運送を行っているNPO法人に属する者のうちその代表者が指名する者及び市健康福祉部障害福祉課長により構成。

（事例2）

- ① 判定委員会の対象となるのは、すべての旅客。
- ② 判定委員会では、市の健康福祉センターの保有する情報をもとに協議を行い、タクシーの利用が困難であり、福祉有償運送の利用が必要であるか否かについて判定。地域公共交通会議等へは、年1回行われる運営状況に関する報告の際、毎月の登録者について報告。
- ③ 判定委員会は、タクシー事業者及びその運転者が組織する団体の代表者、健康福祉部長寿障害福祉課職員及び健康福祉部地域包括支援センター職員により構成。必要な場合にはさらに説明員を参加させることができる。

（事例3）

- ① 判定会議の対象となるのは、要支援者。

- ② 運送団体が会員登録の際に、介護保険被保険者証を確認するとともに、利用者から移動困難申出書の提出を求める。
- ③ 地域公共交通会議等事務局（市高齢福祉課）において、申出書及び要介護認定資料をもとに確認し、疑義があれば運送団体と調整。
- ④ 事務局での確認後、判定会議において最終判断を行い、結果は地域公共交通会議等に報告。
- ⑤ 判定会議は、市の医師職職員、保健師及び事務局により構成。
- ⑥ 知的障害者については、運送団体が、療育手帳又は障害者年金証書等障害の程度が分かる書面を確認。精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳若しくは障害事由の年金又は障害給付金の受給を確認。両者とも、運送団体における確認後、地域公共交通会議等事務局で判定を行う。

〈その他の障害者の判定方法〉

- ⑦ その他の障害者のうち障害者手帳を持たない者については、地域公共交通会議等事務局が、医師の診断書（知的障害者については知的障害者更正相談所による判定書、精神障害者については当該障害を事由とする年金又は特別障害給付金も含む）及び利用者からの移動困難申出書を確認して判定。なお、診断書が無い場合には地域公共交通会議等で協議。
- ⑧ 判定結果については、地域公共交通会議等に報告。

## 2. 地域公共交通会議等事務局で判断

（事例1）

- ① 要支援者について、地域公共交通会議等事務局が、介護保険被保険者証の保有の有無を確認し、これと運送団体が旅客としての認定の際に行ったヒアリング記録により判定。判定の参考とするため、障害者福祉担当部署のみではなく、介護保険担当部署においても上記の確認を行った上で、両者で協議を行う。
- ② その他の障害者については、各障害者手帳を持っている場合が大半であるため、手帳の保有の有無を確認して、同様に判定。
- ③ 複数市町村からなる地域公共交通会議等においては、旅客の範囲の確認手続きについて、担当者会議を開催して上記の方法で統一。

（事例2）

- ① 要支援者について、地域公共交通会議等事務局が、介護保険被保険者証を確認して判定。

② その他の障害者のうち、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳保持者については手帳を確認して判定。手帳等の保持者以外については、原則、医師の診断書（「自らタクシーに乗り移動することが困難」である旨記載されたもの）により判定。ただし、それが困難な場合には、市町村（地域包括支援センター含む）の保健師の確認書（同旨記載）又は民生委員の調査書（同旨記載）の順に代えられる。

③ いずれの旅客についても、判定結果については、地域公共交通会議等に報告。

（事例3）

① 要支援者及びその他の障害者について、地域公共交通会議等事務局が、介護保険被保険者証又は障害者手帳、難病患者については公費負担助成決定通知の写し又は診断書とともに、利用者からの有償運送の利用を必要とする理由書を確認して判定。

② 判定結果については、地域公共交通会議等に報告。

（事例4）

① 当該地区で定められている「福祉有償運送移動困難者判定基準」に基づいて判断。

② 要支援者については、介護認定時の主治医の意見書並びに認定調査票により、ねたきり度がA以上又は認知（痴呆）度がⅡ以上であることを確認。

③ その他の障害者については、障害者自立支援法に基づく認定調査又は自治体が調査した調査票にて、交通手段について、見守り又は一部介助若しくは全介助を要することを確認。

④ これらの情報を障害担当の職員が確認の上、判定。判定できない場合は障害担当の意見を聞きながら、地域公共交通会議等事務局で判定。

### 3. 運送団体が会員登録時に書面を確認、地域公共交通会議等事務局で判断

（事例1）

① 運送団体が、身体障害者については身体障害者手帳の写しを確認。要介護者については介護保険証の写しを確認。要支援者については、介護保険被保険者証の写し及び医師による証明書（※医師による証明書だけでは、具体的な身体状況が把握できない場合、又は医師による証明書の入手が困難な場合には、ケアプランの写し又はケアマネージャーからの意見書）を確認。その他の障害者については、その障害に応じて、療育手帳又は精神障害者福祉

手帳の写し、支援センターによる身体状況を記録した文書、医師による証明書（※同）を確認。

- ② 地域公共交通会議等事務局が、利用者からの「福祉有償運送に係る移動困難申出書」に加え、医師の証明書及び療育手帳若しくはケアプランの写し又はケアマネージャーからの意見書に基づいて判定。なお、医師の証明書の入手が困難な場合は、例えば地域包括支援センター、障害者生活支援センター、発達障害者支援センター等が作成した身体状況及び生活実態が把握できる書類によって代えることができる。
- ③ 判定結果については、地域公共交通会議等に報告。

（事例2）

- ① 運送団体が、介護保険被保険者証若しくはその障害又は疾病を証する書類（障害に応じた各障害者手帳、難病患者にあっては公費負担助成決定通知の写し又は医師の診断書）を確認。会員名簿にこれらの書類を添付した書面を用意。
- ② 地域公共交通会議等事務局が、運送団体が用意した書面とともに、旅客の移動制約状況について確認の上、判定。

#### 4. 地域公共交通会議等で判断

（事例）

- ① 判定の対象となるのは、要支援者及びその他の障害者。
- ② 地域公共交通会議等の構成員が、対象者について運送団体の担当者から直接聴取を行い、これをもとに地域公共交通会議等で最終的な判定を行う。

地域公共交通会議等で複数乗車が認められた具体的事例

- ① 同一町内の身体障害者等が、同一の病院へ通院する場合の輸送
- ② 複数の障害児を、同一施設から同一病院までの輸送
- ③ 身体障害者の社会復帰を目的とする外出、日常生活（買物等）のための輸送
- ④ 特別支援学校（旧：養護学校）への送迎と施設間の輸送
- ⑤ 身体障害者養護施設の入居者が、コンサート鑑賞に行くための会場への輸送
- ⑥ 同居親族の会員の、乗車地・目的地が同一である場合の輸送
- ⑦ 障害者支援施設における、障害者自立支援法施行前のデイサービス、短期入所、日中預かり等に相当する、日中一時支援事業に伴う輸送

# 【資料4】

## 令和4年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 登録申請団体一覧

		新規登録	
		【資料5-1】	【資料5-2】
		1	2
			<small>複数乗車の協議法採否</small>
法人名称		医療法人光陽会	社会福祉法人みどりのその
介護保険法事業所指定		有	無
障害者総合支援法事業所指定		有	有
その他の運送区域		無	無
使用車両数(台数)		2	2
内訳	所有	2	2
	持込み	0	0
運転者(人)		5	4
対象者(人)		43	5
※旅客の範囲	イ	○	
	ロ		○
	ハ	○	○
	ニ	○	
	ホ		
	ヘ		
ト			
会費			
運送の対価		初乗り2kmまで350円以降、150円/km加算	200円/1回
【参考:タクシー料金】		【普通車距離制運賃】初乗1.2kmまで500円、100円/264m 【普通車時間制運賃】初乗 4,940円/1時間、加算 2,230円/30分	
対価(料金)	迎車料	300円	
	待機料	250円/15分	
	介助料	1,000円/1送迎	
	添乗・付添料	1,500円/1名	
	その他の料金		
【標準的利用例】		5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)	
標準的な利用による対価(料金)	【運送の対価】	800円【350円(初乗り)+450円(150円/km×3)】	200円【1回:200円】
【参考:タクシー料金】		1,928円【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km)+1,512円(100円/264m:約378円/km×4km)】	
【運送の対価以外の対価】		迎車料:300円 介助料:1,000円	
【総合計】		2,100円	200円

※旅客の範囲:イ.身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者/ロ.介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者/ハ.介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者/ニ.その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

法人名称	医療法人光陽会		
法人種別	医療法人		
	【法人代表者氏名】 篠崎 仁史	【法人所在地】	
	【法人設立年月日】 昭和46年 6月 18日	横浜市磯子区磯子二丁目20番45号	
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 本社は、病院及び介護老人保健施設を経営し、科学的でかつ適正な医療及び必要介護者に関する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。 事業 本社の開設する病院及び介護老人保健施設の名称及び開設場所は次のとおりとする。 (1)磯子中央病院 神奈川県横浜市磯子区磯子二丁目20番45号 (2)横浜いずみ台病院 神奈川県横浜市泉区和泉町7838番 (3)鎌倉ヒロ病院 神奈川県鎌倉市材木座一丁目7番22号 (4)関東病院 神奈川県横浜市磯子区森一丁目16番26号 (5)横浜いずみ介護老人保健施設 神奈川県横浜市泉区上飯田町3873番1 (6)横浜磯子介護老人保健施設 神奈川県横浜市磯子区森一丁目16番3号 本社は上記に掲げる病院及び介護老人保健施設を経営するほか、次の事業を行う。 【老人福祉又は介護保健法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防・日常生活支援総合事業及び居宅介護支援事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の業務】 (1)やすらぎ訪問看護ステーション(訪問看護、介護予防訪問看護) 神奈川県横浜市磯子区磯子二丁目20番45号 3階 (省略) (8)ハートケア つくし(訪問介護、介護予防訪問介護、横浜市からの指定を受けて行う第1号訪問事業、訪問入浴介護、居宅介護支援、居宅介護、重度訪問介護) 神奈川県横浜市磯子区広地町7番12号 1階 (9)ハートケア 磯子(夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護) 神奈川県横浜市磯子区広地町7番12号 1階 (省略) 【老人福祉法に基づく有料老人ホーム】 (16)住宅型有料老人ホーム あつとほ一む希 神奈川県横浜市磯子区森三丁目3番28号 1階、2階 (17)住宅型有料老人ホーム あつとほ一む光 神奈川県横浜市磯子区磯子二丁目20番45号 1階、2階、3階 (省略) 【地方公共団体の指定を受けて行う介護職員養成研修事業並びに社会福祉士及び介護福祉士法附則第6条に定める喀痰吸引等登録研修機関として、介護職員等を行う研修の業務】 (22)光陽会介護職員研修講座 神奈川県横浜市泉区和泉町7315番7号 4階		
事業所所在地	ハートケアつくし 横浜市磯子区広地町7-12 1階	介護保険法事業所指定	有
		障害者総合支援法事業所指定	有
運送の区域	横浜市		
使用車両 2台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	2台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 2台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	4人 内、直近2年間免許停止処分者 0人 ・認定講習 済 4人 支局申請時までに取得予定 0人 ・セダン講習等 済 4人 支局申請時までに取得予定 0人	
	二種免許所持者	1人 内、直近2年間免許停止処分者 0人 ・セダン講習等 未 0人 支局申請時までに取得予定 0人	
	合計	5人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	



対象者	43人	内訳							
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)	
		6級 人	3級 人	軽度 1人	要介護1 人	要支援1 人		肢体不自由 人	
		5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 2人	要支援2 人		内部障害 人	
		4級 人	1級 人	重度 人	要介護3 5人			知的障害 (認定者を除く) 人	
		3級 人			要介護4 17人			精神障害 (認定者を除く) 人	
		2級 1人			要介護5 18人			その他 人	
		1級 1人						0人	
		2人	0人	1人	42人	0人	0人	合計 45人 (重複:2名)	
		旅客の範囲							
		<input type="checkbox"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 <input type="checkbox"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="checkbox"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者							
		備考							
会費									
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価				
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	初乗り2kmまで350円、以降、150円/km加算				
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	有	300円			
		待機料			有	250円/15分			
		介助料			有	1,000円/1送迎			
添乗・付添料		有			1,500円/1名				
	その他(ストレッチャー車いす使用料等)			無					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)							
	運送の対価	800円【350円(初乗2km) + 450円(150円/km × 3km)】							
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km) + 1,512円(100円/264m:約378円/km × 4km)】							
	運送の対価以外の対価	迎車料: 300円 介助料: 1,000円							
	総合計	2,100円							
運行管理体制	<input type="checkbox"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="checkbox"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無								
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に							<input type="checkbox"/> 非該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当

法人名称	社会福祉法人みどりのその			複数乗車の協議依頼有	
法人種別	社会福祉法人				
事業等	【法人代表者氏名】	太田 正孝	【法人所在地】	横浜市磯子区岡村六丁目5番55号	
	【法人設立年月日】	昭和51年 3月 24日			
	※履歴事項全部証明書より 目的 この社会福祉法人は多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるように支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1)第二種社会福祉事業 ア 障害福祉サービス事業の経営				
	福祉有償運送については、定款等に追加依頼中				
事業所所在地	大福コスモス園 横浜市磯子区水取沢町635	介護保険法事業所指定	無	障害者総合支援法事業所指定 有	
運送の区域	横浜市				
使用車両 2台	所有車両		持ち込み(貸借)車両		
	福祉車両	0台	設備内訳	0台	設備内訳
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	
	普通車両(セダン等)	2台	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0台	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		済	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		
運転者	一種免許所持者	3人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 未 0人 支局申請時までに取得予定 3人 ・セダン講習等 未 0人 支局申請時までに取得予定 3人	
	二種免許所持者	1人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 未 0人 支局申請時までに取得予定 1人	
	合計	4人	内、直近2年間免許停止処分者 0人		

対象者	5人	内訳						
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
		6級 人	3級 人	軽度 1人	要介護1 人	要支援1 人		肢体不自由 人
		5級 人	2級 1人	中度 3人	要介護2 人	要支援2 人		内部障害 人
		4級 人	1級 人	重度 人	要介護3 人			知的障害 (認定者を除く) 人
		3級 人			要介護4 人			精神障害 (認定者を除く) 人
		2級 人			要介護5 人			その他 人
		1級 人						0人
		0人	1人	4人	0人	0人	0人	合計 5人
		旅客の範囲						
		<input type="checkbox"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 <input type="checkbox"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第4号に規定する知的障害者 <input type="checkbox"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者						
		備考						
会費								
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価			
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	定額制	200円(1回)			
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内		無			
		待機料			無			
		介助料			無			
		添乗・付添料		提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内		無		
その他(ストレッチャー車いす使用料等)					無			
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)						
	運送の対価	200円【200円(1回)】						
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km) + 1,512円(100円/264m:約378円/km × 4km)】						
	運送の対価以外の対価	迎車料:なし 介助料:なし						
	総合計	200円						
運行管理体制	<input type="checkbox"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <small>車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済</small> <input type="checkbox"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無							
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に					<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	該当	

**複数乗車に係る協議について**

福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について

(国自旅第319号 令和2年11月27日)

**3. 複数乗車の必要性について（処理方針2.（2）⑧（二））**

福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送を原則としており、複数乗車については、例外的なものとされ、透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって、地域公共交通会議等が必要と認めた場合に限って運送することができることとされている。処理方針2.（2）⑧（二）にある、「透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎」は、複数乗車が認められる代表的な事例として例示されているものであり、必ずしもこれに限定されるものではない。参考までに、現在、各地の地域公共交通会議等において協議し、処理方針を踏まえて認められている複数乗車の事例について、その主なものを別紙2のとおりとりまとめた。

別紙2

**地域公共交通会議等で複数乗車が認められた具体的事例**

- ① 同一町内の身体障害者等が、同一の病院へ通院する場合の輸送
- ② 複数の障害児を、同一施設から同一病院までの輸送
- ③ 身体障害者の社会復帰を目的とする外出、日常生活（買物等）のための輸送
- ④ 特別支援学校（旧：養護学校）への送迎と施設間の輸送
- ⑤ 身体障害者養護施設の入居者が、コンサート鑑賞に行くための会場への輸送
- ⑥ 同居親族の会員の、乗車地・目的地が同一である場合の輸送
- ⑦ 障害者支援施設における、障害者自立支援法施行前のデイサービス、短期入所、日中預かり等に相当する、日中一時支援事業に伴う輸送

【裏面あり】

## 福祉有償運送の登録に関する処理方針について

(国自旅第317号 令和2年11月27日)

### (2) 登録の申請

#### ⑧ 運送しようとする旅客の範囲

二) 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアによる個別輸送が原則である。

ただし、施行規則第49条第2号に定める者のうち透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって当該地域における地域公共交通介護等においてその必要性が認められた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送すること（以下、「複数乗車」という。）ができるものとする。この場合においては、旅客から収受しようとする対価が施行規則第51条の15の規定及び関係通達の定める基準を満たしていることについて地域公共交通会議等の協議が調っていることをようするものとする。

### (4) 登録の実施

#### ⑤登録時に付すべき条件

(ロ) 複数乗車を行う場合において、旅客の安全の確保のため添乗をする者が必要と認める場合には、適切なものを乗務させること。

## 横浜市福祉有償移動サービス運営指針

### 6 複数乗車

福祉有償移動サービスは、透析患者の透析のための輸送、身体障害者、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって横浜市運営協議会が必要と認めた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送すること（以下、「複数乗車」という。）ができるものとする。

## 10 福祉有償移動サービスの対価

### (4) 複数乗車における対価

複数乗車の対価については、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、自動車の最大乗車定員又は平均乗車人数（平均乗車人員が算出できる場合）で走行した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね2分の1の範囲内であること。

# 【資料7】

令和4年5月10日

横浜市長

名 称 社会福祉法人みどりのその  
住 所 横浜市磯子区6-5-55  
代表者氏名 太田正孝

## 自家用有償旅客運送における複数乗車の必要性の協議依頼について

自家用有償旅客運送における1回の運行で複数の旅客を運送する必要性について、下記のとおり、横浜市福祉有償移動サービス運営協議会に諮っていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 対象利用者

同一グループホームに居住する知的、精神障害者

#### 必要性

グループホームAより3名の利用者、グループホームBより2名の利用者を生活介護事業所へ、要請時間に間に合うよう対応する為

#### 運行管理

車両1台につき、3名までとし、利用者の身体状況によっては、添乗者を配置します。

#### 運送の対価

1回200円（個別輸送）

個別輸送で設定している定額の料金を、乗車した人数で按分する。

（端数切捨て）

以上

## 複数乗車利用料金一覧

●利用者の利便性を考慮し、同乗者の障害程度や介助範囲、体調等に配慮し、安全安心を提供できる範囲で利用者全員の了解のもと、複数乗車を行う。

●運送の対価(定額制)

・1回あたり 200円

ただし、同乗者人数で除す(10円未満切り捨て)

比較表

乗車距離	社会福祉法人みどりのその					
	運賃 200円/回	迎車料金	合計	1人分運賃		
				1人乗車	2人乗車	3人乗車
1回	200円	なし	200円	200円	100円	60円

●運送の対価以外の対価

設定なし

法人名称	特定非営利活動法人たちばな福祉会		
法人概要	法人代表者氏名	星野 剣	【法人所在地】
	法人設立年月日	平成16年 2月 10日	横浜市旭区上白根一丁目33番1号
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び業務 この法人は、高齢者及び中途障害者(以下「高齢者等」という。)の地域での自立支援及び少子化対策のため、介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護保険法に基づく居宅サービス事業及び託老ホーム事業等を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動法人活動を行う。 (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2)子どもの健全育成を図る活動 (3)社会教育の推進を図る活動 (4)まちづくりの推進を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。 (1)介護保険法に基づく居宅介護支援事業 (2)介護保険法に基づく居宅サービス事業 (3)託老ホーム事業 (4)生活支援事業 (5)地域の子育て支援等事業 (6)介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 (7)介護保険法に基づく介護予防サービス事業及び介護予防支援事業 (8)介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業 (9)障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業 (10)福祉有償運送事業 (11)上白根コミュニティハウス指定管理事業 (12)その他この法人の目的を達成するために必要な事業		
事業所所在地	NPOたちばな ※法人所在地に同じ	介護保険法事業所指定	無
		障害者総合支援法事業所指定	無

旅客の変更(拡大)

旧		新	
イ:身体障害者手帳をお持ちの方	○	イ:身体障害者手帳をお持ちの方	○
ロ:精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		ロ:精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	
ハ:愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方		ハ:愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方	○
ニ:要介護認定者	○	ニ:要介護認定者	○
ホ:要支援認定者	○	ホ:要支援認定者	○
ヘ:基本チェックリスト該当者		ヘ:基本チェックリスト該当者	
ト:その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者		ト:その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者	

拡大後の名簿の内訳

イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 2人	要支援1 0人	人	肢体不自由 人
5級 人	2級 人	中度 2人	要介護2 2人	要支援2 2人		内部障害 人
4級 1人	1級 人	重度 1人	要介護3 0人			知的障害 人
3級 人			要介護4 人			(認定者除く) 人
2級 1人			要介護5 人			精神障害者 人
1級 2人						(認定者を除く) 人
						その他 人
4人	人	3人	4人	2人	人	人

計 13人

【ホ:要支援】【ヘ:基本チェックリスト】【ト:その他】の方の福祉有償運送を必要とする理由  
 <ホ(要支援認定者)>  
 膝に痛みがあり歩行困難、弱視のため単独歩行が困難



法人名称	特定非営利活動法人暮らしサポートの会福ちゃんパワー		
法人概要	【法人代表者氏名】	渡邊 貴士	【法人所在地】
	【法人設立年月日】	平成17年 5月 26日	横浜市港北区篠原北二丁目5番7号
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、不特定かつ多数の要援護高齢者、障害(児)者、子ども等とその家族に対し、安全・安心に日常生活が送れるよう、介護し介護予防し生活支援するために、中高年のボランティア市民団体が結束し、市民同士助け合いによる新しい形の社会貢献活動の機会創造と、社会的サービスを充実する事業を行い、もって中高年・高齢者・障害(児)者・子ども達の健康生きがいがいづくりと保健福祉の増進に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動。 この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1) 中高年が要援護高齢者・障害(児)者・子ども等とその家族を支援し助け合う、新しい形の社会貢献活動の機会を創造する研究と実践。 (2) 介護保険制度と障害者自立支援法、その他法規に基づく介護・介護予防・生活支援事業に関する諸問題の研究と実践。 (3) 要援護高齢者・障害(児)者・子ども等の外出行動を援助する研究と実践。 (4) 保健と介護予防のための食生活改善、食文化向上に関する研究と実践。 (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。		
事業所所在地	福ちゃんパワー ※法人住所と同じ	介護保険法事業所指定	有
		障害者総合支援法事業所指定	有

旅客の変更(拡大)

旧		新	
イ: 身体障害者手帳をお持ちの方	○	イ: 身体障害者手帳をお持ちの方	○
ロ: 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		ロ: 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	
ハ: 愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方		ハ: 愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方	○
ニ: 要介護認定者	○	ニ: 要介護認定者	○
ホ: 要支援認定者	○	ホ: 要支援認定者	○
ヘ: 基本チェックリスト該当者		ヘ: 基本チェックリスト該当者	
ト: その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者	○	ト: その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者	○

拡大後の名簿の内訳

イ(身体障害者)		ロ(精神障害者)		ハ(知的障害者)		ニ(要介護認定者)		ホ(要支援認定者)		ヘ(チェックリスト)	ト(その他)	
6級	人	3級	人	軽度	1人	要介護1	25人	要支援1	3人	人	肢体不自由	人
5級	人	2級	人	中度	3人	要介護2	87人	要支援2	2人		内部障害	人
4級	人	1級	人	重度	3人	要介護3	70人		9		知的障害	人
3級	1人					要介護4	61人				(認定者除く)	人
2級	2人					要介護5	34人				精神障害者	人
1級	12人										(認定者を除く)	人
											その他	12人
15人		人		7人		277人		5人		人		人

計 331人

【ホ: 要支援】【ヘ: 基本チェックリスト】【ト: その他】の方の福祉有償運送を必要とする理由

【ホ(要支援認定者)】 ふらつきあり、歩行困難  
 【ト(その他)】 介護認定申請中(ADL低下)、歩行困難

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

更新登録申請有

法人名称	神奈川高齢者生活協同組合
変更事項	その他の料金
提出日	令和4年5月6日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		150円/km 送迎距離20kmを超える片道移送の場合は、 20kmを超えた部分の距離1kmにつき150円加算	
運送の対価以外の対価	迎車料	5km以下:450円 5km以上10kmまで:550円 10km以上:650円	
	待機料	150円/10分	
	介助料	400円	
	添乗・ 付添料		
	その他	キャンセル料:前日まで無料 当日500円 (削除)	キャンセル料:前日まで無料 当日500円 <u>福祉車両設備使用料:500円</u> (電動ウインチ等)

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

更新登録申請有

法人名称	社会福祉法人たすけあい泉
変更事項	運送の対価・待機料・介助料・添乗付添料・その他
提出日	令和4年4月28日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまでは、200円/km加算。 2kmを超えた分は、180円/km加算	初乗り2kmまで365円 以降、150円/km加算
運送の対価以外の対価	迎車料	300円	
	待機料	平日(月～金)、 <u>9時～18時</u> は、 <u>450円/15分</u> その他の時間帯は、 <u>550円/15分</u>	平日(月～金)、8時～18時は、 400円/15分 その他の時間帯は、500円/15分
	介助料	平日(月～金)、 <u>9時～18時</u> は、 1,200円 その他の時間帯は、1,500円	平日(月～金)、8時～18時は、 1,200円 その他の時間帯は、1,500円
	添乗・付添料	平日(月～金)、 <u>9時～18時</u> は、 <u>600円/15分</u> その他の時間帯は、 <u>750円/15分</u>	平日(月～金)、8時～18時は、 1,000円/30分 その他の時間帯は、1,200円/30分
	その他	・リクライニング車椅子貸出料: 300円/回 ・車椅子貸出料:100円/回 ・キャンセル料(出庫後のキャンセル): <u>平日1,200円</u> <u>休日1,500円</u>	・ <u>ストレッチャー</u> 、リクライニング車椅子貸出料:300円/回 ・車椅子貸出料:100円/回

## 横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

更新登録申請有

法人名称	医療法人桃潤会
変更事項	介助料
提出日	令和4年5月9日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで350円 以降、150円/km加算	
運送の対価以外の対価	迎車料	300円	
	待機料	300円/30分	
	介助料	1,000円(1送迎)	1,000円(1往復)
	添乗・付添料	500円/30分	
	その他	リフトカー設備利用料:500円 (利用者の希望による場合)	

# 【資料9-4】

## 横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人湘南障害児者を守る会まつぼっくり
変更事項	迎車料・介助料
提出日	令和4年5月17日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		150円/km	
運送の対価以外の対価	迎車料	2km未満:290円 2km以上:500円 利用の依頼を受けて、利用会員 <u>滞在場所</u> まで迎えに行く際の料金	2km未満:290円 2km以上:500円 利用の依頼を受けて、利用会員 <u>宅</u> まで迎えに行く際の料金
	待機料	250円/15分	
	介助料	(廃止)	【障害福祉サービス適用の場合】 障害福祉サービス利用時の自己負担割合分 【障害福祉サービス適用外(実費)の場合】 1,000円/回(車いす介助を含む)
	添乗・付添料		
	その他		

## 79条登録団体の登録期限一覧

月	日	法人名
8月	10日	神奈川高齢者生活協同組合
	17日	医療法人 桃潤会
	28日	社会福祉法人 たすけあい泉
	28日	公益社団法人 北汲沢地域総合福祉活動委員会
9月	14日	特定非営利活動法人 愛心健康福祉友の会
10月	6日	特定非営利活動法人 ワークーズ・コレクティブ オリーブ
	30日	福祉クラブ生活協同組合
11月	16日	医療法人横浜博萌会

令和4年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 登録申請団体一覧

【資料11】

		更新登録																								
		【資料12-1】	1	料金変更有	【資料12-2】	2	【資料12-3】	3	【資料12-4】	4	【資料12-5】	5	【資料12-6】	6	料金変更有	【資料12-7】	7	料金変更有	【資料12-8】	8						
法人名称		社会福祉法人すけあい泉			公益社団法人北沢沢地域総合福祉活動委員会				特定非営利活動法人愛心健康福祉友の会				医療法人横浜博萌会			特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブオリーブ			医療法人扶潤会			神奈川県高齢者生活協同組合			福祉クラブ生活協同組合	
介護保険法事業所指定		有			無				有				有			有			有			無			無	
障害者総合支援法事業所指定		有			無				無				無			無			有			無			無	
その他の運送区域		無			無				無				横須賀市						川崎市			藤沢市、相模原市、伊勢原市、平塚市、秦野市、寒川町			鎌倉市、逗子市、藤沢市、茅ヶ崎市、葉山町、川崎市、厚木市	
使用車両数(台数)		17			9				1				8			2			4			3			126	
内訳	所有	12			0				0				8			2			4			0			30	
	持込み	5			9				1				0			0			0			3			96	
運転者(人)		12			10				2				5			6			5			3			128	
対象者(人)		738			64				3				128			24			59			27			951	
※旅客の範囲	イ	○			○				○				○			○			○			○			○	
	ロ	○			○				○				○			○			○			○			○	
	ハ	○			○				○				○			○			○			○			○	
	ニ	○			○				○				○			○			○			○			○	
	ホ	○			○				○				○			○			○			○			○	
	ヘ																									
	ト					○																	○			○
会費					年会費:1,000円										入会金:2,000円 年会費:1,000円(NOAHの利用者以外)											
運送の対価		初乗り2kmまで 1km毎に200円加算 2kmを超えた部分は、180円加算			初乗り2kmまで 300円 以降、100円/km加算				160円/km				初乗り1kmまで 200円 以降、180円/km加算			初乗り30分まで1,050円 以降、500円/15分加算						初乗り2kmまで350円 以降、150円/km加算			150円/km 片道20kmを超える片道送迎の場合は、20kmを超えた部分の距離に対し、運送の対価以外に150円/km加算	150円/km
【参考:タクシー料金】		【普通車距離制運賃】初乗1.2kmまで500円、100円/264m 【普通車時間制運賃】初乗 4,940円/1時間、加算 2,230円/30分																								
対価(料金) 運送の対価以外の対価	迎車料	300円							300円				300円			300円			300円			5km以下 450円 5km以上10kmまで 550円 10km以上 650円			300円 ※地域外加算:10kmを超える迎車の場合、 10kmを超えた時点より、50円/km加算	
	待機料	平日(月～金)9時～18時:450円/15分 その他の時間帯 :550円/15分			300円/15分				500円/30分				400円/15分			300円/15分			300円/30分			150円/10分			550円/30分	
	介助料	平日(月～金)9時～18時:1,200円 その他の時間帯 :1,500円							900円/回					【介護保険利用者の場合】 法令で定める自己負担額 【自費の場合】 1,000円/1送迎(介助者1人の場合) ※祝祭日および平日18時以降翌8時までは25%割増				車いす介助料 500円			1,000円/1送迎			400円/回	1,100円	
	添乗・付添料	平日(月～金)9時～18時:600円/15分 その他の時間帯 :750円/15分												【添乗した場合】 300円/15分 ※祝祭日および平日18時以降翌8時までは25%割増				平日(9時～17時):750円/30分 平日時間外、土日祝日:900円/30分			500円/30分				最初の30分までは無料 以降、550円/30分加算	
	その他の料金	リクライニング車椅子貸出料:300円/回 車椅子貸出料:100円/回 キャンセル料(出庫後のキャンセルの場合) 平日(月～金):1,200円 土・日・祝日:1,500円												車いす貸出料:介助式 300円、リクライニング式 500円 ストレッチャー貸出料:3,000円(リネン代含む) 車いす階段昇降料 (エレベーターのない団地等、3階以上の場合) 3階まで500円、4階まで1,000円、5階まで1,500円 キャンセル料:出庫前までは無料、出庫後500円				車いす貸出料:200円/回			リフトカー設備使用料:500円 (希望により使用した場合)			キャンセル料:前日まで無料、当日500円	当日キャンセル料:550円 但し、出庫後の場合は、送車料300円を加算 遠方加算料:1,000円(片道20km以上の送迎の場合) 時間外加算:280円/30分 (月～金曜日9時～17時以外の時間、土日祝日、 お盆(8/13～15)、年末年始(12/29～1/3)) その他(実費):有料道路、駐車料金等	
標準的な利用(※対価)料(※)		5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)																								
【運送の対価】		940円【400円(初乗り2kmまで、200円/km)+ 540円(180円/km×3km)】			600円【300円(初乗り2km)+300円(100円/km×3km)】				800円【160円/km×5km】				920円【200円(初乗り1km)+720円(180円/km×4km)】			1,050円【初乗り30分まで】						800円【350円(初乗り2km)+450円(150円/km×3km)】			750円【150円/km×5km】	750円【150円/km×5km】
【参考:タクシー料金】		1,928円【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km)+1,512円(100円/264m:約378円/km×4km)】																								
【運送の対価以外の対価】		迎車料:300円 介助料:1,200円			無				迎車料:300円 介助料:900円				迎車料:300円 介助料:1,000円			迎車料:300円					迎車料:300円 介助料:1,000円			迎車料:450円(5km以下の場合) 介助料:400円	迎車料:300円 介助料:1,100円	
【総合計】		2,440円			600円				2,000円				2,200円			1,350円					2,100円			1,600円	2,150円	

※旅客の範囲:イ.身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者/ロ.介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者/ハ.介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者/ニ.その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

法人名称	社会福祉法人たすけあい泉			料金変更申請有		
法人種別	社会福祉法人					
法人代表者氏名	吉川 則子	【法人所在地】				
法人設立年月日	平成16年5月21日	横浜市泉区中田南三丁目24番9号				
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 1. この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1) 第二種社会福祉事業 (イ) 老人居宅介護等事業の経営 (ロ) 老人デイサービス事業の経営 (ハ) 障害福祉サービス事業の経営 (ニ) 移動支援事業の経営 (ホ) 特定相談支援事業の経営 1. この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の公益を目的とする事業を行う。 (1) 居宅介護支援事業 (2) 福祉用具貸与事業 (3) 高齢者食事サービス事業 (4) 訪問看護事業 (5) 特定福祉用具販売事業 (6) 福祉有償移動サービス事業					
事業所所在地	※法人名、所在地に同じ	介護保険法事業所指定	有	障害者総合支援法事業所指定		
運送の区域	横浜市					
使用車両 17台	所有車両		持ち込み(貸借)車両			
	福祉車両	7台	設備内訳	1台	設備内訳	
		任意保険等の確認	・寝台車 0台 ・車椅子車 7台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	・寝台車 0台 ・車椅子車 1台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台		
	普通車両(セダン等)	5台	任意保険等の確認	4台	任意保険等の確認	
・対人無制限 ・対物1,000万円以上		済	・対人無制限 ・対物1,000万円以上	済		
運転者	一種免許所持者	10人	内、直近2年間免許停止処分者	0人	・認定講習 済 10人 ・セダン講習等 済 10人	支局申請時までに取得予定 0人 支局申請時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	2人	内、直近2年間免許停止処分者	0人	・セダン講習等 済 2人	支局申請時までに取得予定 0人
	合計	12人	内、直近2年間免許停止処分者	0人		



対象者	738人	内訳					
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ト(その他)
		6級 2人	3級 2人	軽度 40人	要介護1 83人	要支援1 15人	肢体不自由 人
		5級 2人	2級 2人	中度 12人	要介護2 110人	要支援2 54人	内部障害 人
					(チェックリスト)	知的障害(認定者を除く) 人	
						精神障害(認定者を除く) 人	
						その他 人	
						合計 882人 (重複:144人)	
		旅客の範囲					
		<input type="checkbox"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 <input type="checkbox"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="checkbox"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者					
		備考 【ホ:要支援認定者】 疾病による視力低下のため要歩行介助、車いす利用のため要介助等					
会費							
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価		
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	初乗り2kmまで、1km毎に200円加算。2kmを超えた部分は、180円/km加算		
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないこと認められる範囲内	有	300円		
		待機料		有	平日(月～金)9時～18時:450円/15分 その他の時間帯 :550円/15分		
		介助料		有	平日(月～金)9時～18時:1,200円 その他の時間帯 :1,500円		
添乗・付添料		有		平日(月～金)9時～18時:600円/15分 その他の時間帯 :750円/15分			
	その他(ストレッカー・車いす使用料等)		有	リクライニング車椅子貸出料:300円/回 車椅子貸出料:100円/回 キャンセル料(出庫後のキャンセルの場合) 平日(月～金):1,200円 土・日・祝日:1,500円			
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)					
	運送の対価	940円【400円(初乗2kmまで、200円/km) + 540円(180円/km × 3km)】					
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km) + 1,512円(100円/264m:約378円/km × 4km)】					
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円 介助料:1,200円					
	総合計	2,440円					
運行管理体制	<input type="checkbox"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="checkbox"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無						
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に					<input type="checkbox"/> 非該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当	

法人名称	公益社団法人北汲沢地域総合福祉活動委員会		
法人種別	公益社団法人		
事業等	【法人代表者氏名】	宮沢 忠男	【法人所在地】
	【法人設立年月日】	平成23年 2月 16日	横浜市戸塚区汲沢七丁目23番18号
	※履歴事項全部証明書より 目的 この法人は、北汲沢地域における住民に対して、地域で安心・安全に暮らせるよう福祉の増進に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 1 地域住民への外出支援活動 2 地域住民への日常生活支援活動 3 高齢者への給食・配食支援活動 4 地域住民への育児支援活動 5 その他住民の福祉増進に対する支援活動		
事業所所在地	※法人所在地と同様	介護保険法事業所指定	無
		障害者総合支援法事業所指定	無
運送の区域	横浜市		
使用車両 9台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	0台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	0台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
		任意保険等の確認 未 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	任意保険等の確認 未 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	0台	9台
	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
運転者	一種免許所持者	9人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 <input checked="" type="checkbox"/> 済 9人 支局申請時までに取得予定 0人 ・セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/> 済 9人 支局申請時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	1人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/> 済 1人 支局申請時までに取得予定 0人
	合計	10人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	

対象者	64人	内訳					
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ト(その他)
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 3人	要支援1 16人	肢体不自由 36人
						内部障害 人	
						知的障害(認定者を除く) 人	
						精神障害(認定者を除く) 人	
						その他 人	
		0人	0人	1人	6人	22人	0人
							合計 65人 (重複 1人)
		旅客の範囲					
		<input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="radio"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="radio"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="radio"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="radio"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="radio"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者					
		備考 【イ:身体障害者】令和2年11月省令改正時、登録あり。 【ホ:要支援認定者】周辺は坂道も多く、転倒の恐れあり。【ト:その他】歩行時介助が必要、ふらつきあり等					
会費	年会費:1,000円						
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価		
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	初乗り2kmまで300円、以降、100円/km加算		
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でない	無			
		待機料	認められる範囲内	有	150円/30分		
		介助料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でない	無			
		添乗・付添料	認められる範囲内	無			
その他(ストレッチャー車いす使用料等)		無					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)					
	運送の対価	600円【300円(初乗2km) + 300円(100円/km × 3km)】					
	【参考:タクシー料金】※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km) + 1,512円(100円/264m:約378円/km × 4km)】					
	運送の対価以外の対価	無					
	総合計	600円					
運行管理体制	○ 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 ○ 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 ○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 ○ 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 ○ 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無						
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に				<input type="checkbox"/> 非該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	

法人名称	特定非営利活動法人愛心健康福祉友の会		
法人種別	特定非営利活動法人		
	法人代表者氏名 福田 雄次郎	【法人所在地】	
	法人設立年月日 平成11年 10月 13日	東京都品川区東五反田三丁目6番15-301号	
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、本会の目的に賛同し入会された会員及び健康を尊ぶ人々に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護保険法に基づく第一号事業及び障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業、介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護保険法に基づく地域密着型サービス事業、介護保険法に基づく施設サービス事業、福祉有償運送の事業、介護保険外サービスに関する事業を行うと共に、健康と老後の生き甲斐、そして安心して幸せな生活を提供するために、健康講和、健康診断、リハビリ活動、病気の予防活動、お互いの介護、介助、及び以上の活動を推進するための研修等を行い、福祉の増進と健康を守ることに寄与する事を目的とする。 この法人は、目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① 健康と福祉に関する出版事業 ② 健康講話、健康に関する映画の上映事業 ③ 健康診断の実施事業 ④ 福祉施設の視察と研修等の実施事業 ⑤ 高齢者の交流会の企画及び運営事業 ⑥ 介護保険法に基づく居宅サービス事業 ⑦ 介護保険法に基づく第一号事業 ⑧ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業 ⑨ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業 ⑩ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 ⑪ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 ⑫ 介護保険法に基づく施設サービス事業 ⑬ 福祉有償運送の事業 ⑭ 上記事業に関する情報提供事業 (2) 収益事業 ① バザーの実施事業 ② 公演の開催事業 ③ 会員の介助、介護、給食、入浴、送迎等の在宅ケアの実施		
事業所所在地	介護センターダイアナクラブ 横浜市保土ヶ谷区岩井町11番地1 ダイアナプラザ保土ヶ谷302	介護保険法事業所 指定	有 障害者総合支援法 事業所指定 無
運送の区域	横浜市		
使用車両 1台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	0台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	1台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 1台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
	普通車両(セダン等)	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一俵免許所持者	2人 内、直近2年間免許 停止処分者 0人	・認定講習 済 2人 支局申請時までに取得予定 0人 ・セダン講習等 済 2人 支局申請時までに取得予定 0人
	一俵免許所持者	0人 内、直近2年間免許 停止処分者 0人	・セダン講習等 未 0人 支局申請時までに取得予定 0人
	合計	2人 内、直近2年間免許 停止処分者 0人	

対象者	3人	内訳							
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)	
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 人	要支援1 1人		肢体不自由 人	
		5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 2人	要支援2 人	人	内部障害 人	
		4級 人	1級 人	重度 人	要介護3 人			知的障害(認定者を除く) 人	
		3級 人			要介護4 人			精神障害(認定者を除く) 人	
		2級 人			要介護5 人			その他 人	
		1級 人							
		0人	0人	0人	2人	1人	0人	0人	
									合計 3人
		旅客の範囲							
		イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者							
		ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者							
		ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者							
		○ ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者							
		○ ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者							
		ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者							
		ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者							
		備考 【ホ: 要支援認定者】心臓に負担がかかるため							
会費									
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価				
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	160円/km				
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	300円			
		待機料			有	500円/30分			
		介助料			有	900円/回			
		添乗・付添料			無				
その他(ストレッチャー車いす使用料等)	無								
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)							
	運送の対価	800円【160円/km × 5km】							
	【参考: タクシー料金】 ※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円: 約416円/km) + 1,512円(100円/264m: 約378円/km × 4km)】							
	運送の対価以外の対価	迎車料: 300円 介助料: 900円							
	総合計	2,000円							
運行管理体制	○ 運行管理の責任者の選任	有						無	
	車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済								
	○ 整備管理責任者の選任	有						無	
	○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統	有						無	
	○ 事故発生時の連絡体制	有						無	
○ 苦情対応の体制	有						無		
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に						非該当	該当	

法人名称	医療法人横浜博萌会		
法人種別	医療法人		
法人代表者氏名	高木 啓吾		【法人所在地】
	法人設立年月日	昭和62年10月1日	横浜市戸塚区汲沢町56番地
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 1 本社は、病院及び診療所を営し、科学的でかつ適正な医療の普及に努めると共に、居宅介護関連事業を営し、地域福祉にも貢献することを目的とする。 本社の開設する病院及び診療所の名称及び開設場所は、次の通りとする。 (1)西横浜国際総合病院 神奈川県横浜市戸塚区汲沢町56番地 (2)横浜いずみ学園診療所 神奈川県横浜市戸塚区汲沢町991番地 2 本社は、上記に掲げる病院及び診療所を営するほか、次の介護保険法に関する業務を行う。 (1)指定訪問介護事業「訪問看護ステーションにしよこはま」の設置・経営 開設場所 神奈川県横浜市戸塚区汲沢町88番地1アイレッツM105 (2)指定居宅介護支援事業所「ケアプランセンターにしよこはま」の設置・経営 開設場所 神奈川県横浜市戸塚区汲沢町56番地 (3)指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業並びに指定居宅介護事業及び指定介護予防支援事業「ケア・フレンズ横浜」の設置・経営 開設場所 神奈川県横浜市戸塚区汲沢町60番地9 ア 指定訪問介護・指定介護予防訪問介護 イ 指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与 ウ 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売 エ 道路運送法第79条の規定による福祉有償運送		
事業所所在地	ケア・フレンズ横浜 横浜市戸塚区汲沢町60-9	介護保険法事業所指定	有
		障害者総合支援法事業所指定	有
運送の区域	横浜市		
使用車両 8台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	6台 設備内訳 ・寝台車 1台 ・車椅子車 5台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台 任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
		普通車両(セダン等)	2台 任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	運転者	一種免許所持者 3人 内、直近2年間免許停止処分者 0人 ・認定講習 <input checked="" type="checkbox"/> 済 3人 ・セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/> 済 3人 支局申請時までに取得予定 0人	二種免許所持者 2人 内、直近2年間免許停止処分者 0人 ・セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/> 済 2人 支局申請時までに取得予定 0人
合計	5人 内、直近2年間免許停止処分者 0人		

対象者	128人	内訳						
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 16人	要支援1 人		肢体不自由 人
		5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 41人	要支援2 1人		内部障害 人
		4級 人	1級 人	重度 人	要介護3 30人			知的障害(認定者を除く) 人
		3級 人			要介護4 20人			精神障害(認定者を除く) 人
		2級 人			要介護5 20人			その他 人
		1級 人						
		0人	0人	0人	127人	1人	0人	0人
		合計 128人						
		旅客の範囲						
		<input type="checkbox"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="checkbox"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="checkbox"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者						
		備考 【イ:身体障害者】前回(令和2年度第1回新規申請)で合意 【ホ:要支援認定者】骨折のため歩行困難						
会費								
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価			
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	初乗り1kmまで 200円。以降、180円/km加算。			
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	有	300円			
		待機料		有	400円/15分			
		介助料		有	【介護保険適用の場合】介護保険自己負担分 【自費の場合】1,000円/1送迎(介助者1人の場合) ※祝祭日および平日18時以降翌8時までは25%割増			
添乗・付添料		提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	有	添乗した場合、300円/15分 ※祝祭日および平日18時以降翌8時までは25%割増				
	その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		無	・車いす貸出料:介助式 300円、リクライニング式 500円 ・ストレッチャー貸出料:3,000円(リネン代含む) ・車いす階段昇降料(エレベーターのない団地等、3階以上の場合) 3階まで、500円、4階まで1,000円、5階まで1,500円 ・キャンセル料:出庫前までは無料。出庫後、500円				
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)						
	運送の対価	920円【200円(初乗り1km)+720円(180円/km×4km)】						
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km)+1,512円(100円/264m:約378円/km×4km)】						
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円 介助料:1,000円/1送迎						
	総合計	2,200円						
運行管理体制	<input type="checkbox"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="checkbox"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無							
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に <input type="checkbox"/> 非該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当							

法人名称	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブオーリーブ		
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人		
事業等	法人代表者氏名	荻野 慶子	【法人所在地】
	法人設立年月日	平成13年 10月 30日	横浜市金沢区柳町3番地16
	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、「介護の社会化」の推進及び「地域社会における支えあいの仕組み」の構築をめざし、地域コミュニティの介護力を生かした、自己決定・自主管理の働き方をもって、非営利の介護及び生活支援サービス等の事業を行うことで、地域福祉の充実に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ①介護保険法に基づく居宅サービス事業 ②介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 ③介護保険法に基づく第1号事業 ④道路運送法に基づく福祉有償運送事業 ⑤地域福祉事業 ⑥その他、上記の目的達成に必要な事業		
事業所所在地	たすけあい はんど ※法人所在地に同じ	介護保険法事業所指定	有 障害者総合支援法事業所指定 無
運送の区域	横浜市、横須賀市		
使用車両 2台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	2台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 1台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 1台 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	6人 内、直近2年間免許停止処分者 0人 ・認定講習 済 6人 支局申請時までに取得予定 0人 ・セダン講習等 済 6人 支局申請時までに取得予定 0人	
	二種免許所持者	0人 内、直近2年間免許停止処分者 0人 ・セダン講習等 未 0人 支局申請時までに取得予定 0人	
	合計	6人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	



対象者	24人	内訳							
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)	
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 7人	要支援1 4人		肢体不自由 人	
		5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 5人	要支援2 4人	人	内部障害 人	
		4級 人	1級 人	重度 人	要介護3 3人			知的障害(認定者を除く) 人	
		3級 人			要介護4 人			精神障害(認定者を除く) 人	
		2級 人			要介護5 1人			その他 人	
		1級 人							
		0人	0人	0人	16人	8人	0人	0人	
									合計 24人
		旅客の範囲							
		<input type="checkbox"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 <input type="checkbox"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第4号に規定する知的障害者 <input type="checkbox"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者							
		備考 【ホ(要支援認定者)】骨粗鬆症や骨折後の痛み等で転倒の危険あり介助が必要							
会費	入会金 2,000円 年会費1,000円(NOAHの利用者以外)								
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価				
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	時間制	初乗り30分まで1,050円 以降、500円/15分加算				
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でない	有	300円				
		待機料	高額でない	有	300円/15分				
		介助料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でない	有	車いす介助料 500円				
添乗・付添料		提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でない	有	平日時間内(9:00~17:00) 750円/30分 平日時間外、土日、祝日 900円/30分					
	その他(ストレッチャー車いす使用料等)	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でない	有	車いす貸出料 200円					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)							
	運送の対価	1,050円(初乗り30分まで)							
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km) + 1,512円(100円/264m:約378円/km × 4km)】							
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円							
	総合計	1,350円							
運行管理体制	<input type="checkbox"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="checkbox"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無								
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に <input type="checkbox"/> 非該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当								

法人名称	医療法人桃潤会			料金変更申請有
法人種別	医療法人			
法人代表者氏名	米波 浩二	【法人所在地】		
法人設立年月日	平成2年12月14日	山梨県西八代郡市川三郷町上野2968番地		
法人事業	※現在事項全部証明書より 目的及び業務 本社は、診療所及び介護老人保健施設を経営し、科学的でかつ適正な医療及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療、介護予防等を普及することを目的とする。 本社の開設する診療所並びに介護老人保健施設の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 1) 介護老人保健施設 ナーシングプラザ三珠 山梨県西八代郡市川三郷町上野2968番地 2) 介護老人保健施設 ろうけん宮前 神奈川県川崎市宮前区水沢二丁目20番1号 3) 水沢クリニック 神奈川県川崎市宮前区水沢二丁目20番1号 本社は、前条に掲げる診療所及び介護老人保健施設を経営するほか、次の業務を行う。 1) 認知症対応型共同生活介護事業 事業所名 在宅福祉施設 カーム三珠 所在地 山梨県西八代郡市川三郷町上野2968番地 2) 居宅介護支援事業 事業所名 ケアサポート宮前 所在地 神奈川県川崎市宮前区水沢二丁目20番1号 3) 福祉有償運送事業 事業所名 介護老人保健施設 ろうけん宮前 所在地 神奈川県川崎市宮前区水沢二丁目20番1号			
事業所所在地	介護老人保健施設 ろうけん宮前 川崎市宮前区水沢二丁目20番1号	介護保険法事業所指定	有	障害者自立支援法事業所指定
運送の区域	横浜市、川崎市			
使用車両 4台	所有車両		持ち込み(貸借)車両	
	福祉車両	3台 設備内訳 ・寝台車 1台 ・車椅子車 2台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
	普通車両(セダン等)	1台 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
運転者	一種免許所持者	5人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 済 5人 支局申請時までに取得予定 0人 ・セダン講習等 済 5人 支局申請時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	0人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 未 0人 支局申請時までに取得予定 0人
	合計	5人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	

対象者	59人	内訳							
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)	
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 6人	要支援1 人		肢体不自由 人	
		5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 8人	要支援2 人		内部障害 人	
		4級 人	1級 人	重度 人	要介護3 12人			知的障害(認定者を除く) 人	
		3級 人			要介護4 18人			精神障害(認定者を除く) 人	
		2級 2人			要介護5 15人			その他 人	
		1級 4人							
		6人	0人	0人	59人	0人	0人	0人	
		合計 65人 (重複:6名)							
		旅客の範囲							
		<input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="checkbox"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="radio"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者							
		備考							
会費									
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価				
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	初乗り2kmまで350円、以降150円/km加算				
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	有	300円				
		待機料		有	300円/30分				
		介助料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	有	1,000円(1送迎)				
		添乗・付添料		有	500円/30分				
その他(ストレッチャー・車いす使用料等)			有	リフトカー設備使用料:500円(希望により使用した場合)					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)							
	運送の対価	800円【350円(初乗2km) + 450円(150円/km × 3km)】							
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km) + 1,512円(100円/264m:約378円/km × 4km)】							
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円 介助料:1,000円							
	総合計	2,100円							
運行管理体制	<input type="radio"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="radio"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無								
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に							<input type="checkbox"/> 非該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当

法人名称	神奈川高齢者生活協同組合			料金変更申請有	
法人種別	生活協同組合				
事業等	【法人代表者氏名】	星野 宗吾	【法人所在地】	横浜市中央区羽衣町二丁目7番10号関内駅前マークビル 5階	
	【法人設立年月日】	平成12年 3月 31日			
	※現在事項全部証明書より 目的事業 (1)組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業 (2)組合員の生活に有用な協同施設(第4号に掲げるものを除く。)を設置し、組合員に利用させる事業 (3)組合員の生活に必要な物資を購入し、これを加工して組合員に供給する事業 (4)高齢者、障害者等の福祉に関する事業であって組合員に利用させるもの (5)組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業 (6)組合員の旅行に関わる事業 (7)前各号の事業に附帯する事業				
事業所所在地	※法人に同じ	介護保険法事業所指定	無	障害者総合支援法事業所指定	
			無	無	
運送の区域	横浜市、藤沢市、相模原市、伊勢原市、平塚市、秦野市、寒川町				
使用車両 3台	所有車両		持ち込み(貸借)車両		
	福祉車両	0台	設備内訳	0台	設備内訳
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝台車 0台</li> <li>車椅子車 0台</li> <li>兼用車 0台</li> <li>回転シート車 0台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝台車 0台</li> <li>車椅子車 0台</li> <li>兼用車 0台</li> <li>回転シート車 0台</li> </ul>	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	0台	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	3台	任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	3人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定講習 <input checked="" type="checkbox"/>済 3人 支局申請時までに取得予定 0人</li> <li>セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/>済 3人 支局申請時までに取得予定 0人</li> </ul>	
	二種免許所持者	0人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	<ul style="list-style-type: none"> <li>セダン講習等 未 0人 支局申請時までに取得予定 0人</li> </ul>	
	合計	3人	内、直近2年間免許停止処分者 0人		

対象者	27人	内訳							
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)	
		6級 1人	3級 人	軽度 人	要介護1 人	要支援1 人		肢体不自由 人	
		5級 人	2級 人	中度 1人	要介護2 6人	要支援2 2人	人	内部障害 11人	
		4級 人	1級 人	重度 人	要介護3 1人			知的障害(認定者を除く) 人	
		3級 5人			要介護4 人			精神障害(認定者を除く) 人	
		2級 人			要介護5 人			その他 人	
		1級 人							
		6人	0人	1人	7人	2人	0人	11人	
									合計 27人
		旅客の範囲							
		<input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="radio"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="radio"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="radio"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="radio"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="radio"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者							
		備考 <input type="checkbox"/> ロ:精神障害者】他都市運営協議会で合意済み <input type="checkbox"/> ホ:要支援認定者】付添がないと歩行困難なため、【ト:その他】透析							
会費	加入時出資金:1,000以上(退会時に返却)								
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価				
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	150円/km 片道20kmを超える片道送迎の場合は、20kmを超えた部分の距離に対し、運送の対価以外に150円/km加算				
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	有	5km以下 450円 5km以上10kmまで 550円 10km以上 650円				
		待機料		有	150円/10分				
		介助料	有	400円/回					
		添乗・付添料	無						
その他(スリッパ・車いす使用料等)		有	キャンセル料:前日まで無料、当日500円						
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)							
	運送の対価	750円【150円/km×5km】							
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km)+1,512円(100円/264m:約378円/km×4km)】							
	運送の対価以外の対価	迎車料:450円(5km以下の場合) 介助料:400円							
	総合計	1,600円							
運行管理体制	<input type="radio"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="radio"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無								
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に							<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	該当

法人名称	福祉クラブ生活協同組合				
法人種別	消費生活協同組合				
	法人代表者氏名	大場 英美	【法人所在地】		
	法人設立年月日	平成元 年 10 月 13 日	横浜市港北区新羽町868		
事業等	※履歴事項全部証明書より 事業 1 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し又は生産して組合員に供給する事業 2 組合員の生活に有用な協同施設(第5号に掲げるものを除く。)を設置し、組合員に利用させる事業 3 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業 4 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業 5 高齢者、障害者等の成年後見を含む福祉に関する事業であって組合員に利用させるもの 6 組合員の生活の共済を図る事業 7 前各号の事業に附帯する事業				
事業所所在地	①横浜市港北区日吉5-24-33(Dayひよし内) ②横浜市神奈川区菅田町1781-1(リアンかながわ内) ③横浜市南区井土ヶ谷下町37-1 ④横浜市緑区十日市場町840-3(るるる*みどり館内) ⑤横浜市栄区犬山町53-18(Dayいのやま・ハーモニー内) ⑥横浜市金沢区釜利谷東2-10-5パインクレスト1号間501号室 ⑦横浜市戸塚区矢部町270-5(にじの家) ⑧横浜市磯子区磯子2-8-13 ⑨横浜市港南区日野2-2-1-101	介護保険法事業 所指定	無	障害者総合支援法 事業所指定	無
運送の区域	横浜市、鎌倉市、逗子市、藤沢市、茅ヶ崎市、葉山町、川崎市、厚木市				
使用車両 126 台	所有車両		持ち込み(貸借)車両		
	福祉車両	30 台 設備内訳 ・寝台車 0 台 ・車椅子車 29 台 ・兼用車 0 台 ・回転シート車 1 台	7 台 設備内訳 ・寝台車 0 台 ・車椅子車 4 台 ・兼用車 0 台 ・回転シート車 3 台		
	普通車両(セダン等)	0 台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	89 台 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		
運転者	一種免許所持者	115 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人	・認定講習 済 115 人 ・セダン講習等 済 115 人	支局申請時までに取得予定 0 人 支局申請時までに取得予定 0 人
	二種免許所持者	13 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人	・セダン講習等 済 13 人	支局申請時までに取得予定 0 人
	合計	128 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人		

対象者	951人	内訳						
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
		6級 1人	3級 3人	軽度 17人	要介護1 96人	要支援1 67人		肢体不自由 12人
		5級 2人	2級 14人	中度 27人	要介護2 163人	要支援2 120人	0人	内部障害 10人
		4級 7人	1級 13人	重度 85人	要介護3 110人			知的障害(認定者を除く) 0人
		3級 14人			要介護4 55人			精神障害(認定者を除く) 37人
		2級 36人			要介護5 34人			その他 13人
		1級 105人						
		165人	30人	129人	458人	187人	0人	72人
		合計 1041人 (重複:90人)						
		旅客の範囲						
		<input type="checkbox"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 <input type="checkbox"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="checkbox"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者						
		備考 【ホ(要支援認定者)】ふらつき、転倒のおそれあり。腰椎圧迫骨折、骨粗鬆症等の症状あり。 【ト(その他)】癌、難病、透析等						
会費	1,000円/月(出資金。退会時に返却)							
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価			
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	150円/km			
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	有	300円 ※地域外加算:10kmを超える迎車の場合は、10kmを超えた時点より、50円/km加算			
		待機料		有	550円/30分			
		介助料		有	1,100円			
添乗・付添料			有	最初の30分は無料、以降、550円/30分加算				
	その他(ストレッチャー・車いす使用料等)	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	有	当日キャンセル料:550円 但し、出庫後の場合は、迎車料300円を加算 遠方加算料金:1,000円(片道送迎で25km以上一律) 時間外料金:280円/30分 (平日月～金、9時～17時以外の時間、土日祝日、お盆(8/13～15)、年末年始(12/29～1/3))				
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)						
	運送の対価	750円【150円/km × 5km】						
	【参考:タクシー料金】※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km) + 1,512円(100円/264m:約378円/km × 4km)】						
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円 介助料:1,100円						
	総合計	2,150円						
運行管理体制	<input type="checkbox"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="checkbox"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無							
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に					<input type="checkbox"/> 非該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	

## 令和4年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 変更報告一覧

	法人名称	横浜市への届出日	変更内容	新	旧
1	社会福祉法人横浜市戸塚区社会福祉協議会	R3.12.28	法人の代表者の変更 廃止	大副 祥一 令和3年11月29日 廃止 【理由:ボランティアの減少及び車両廃棄のため】	有賀 美代
2	社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会	R4.1.27	法人の代表者の変更	貝沼 貞夫	大貫 芳夫
3	福祉クラブ生活協同組合	R4.1.31	車両の減車	【ららむーぶ戸塚】 車いす車 6台 セダン等 7台(-1台) 【理由:持込運転者の退職のため】	【ららむーぶ戸塚】 車いす車 6台 セダン等 8台
4	福祉クラブ生活協同組合	R4.2.8	車両の増車	【ららむーぶ栄】 車いす車 5台 回転シート車 1台 セダン等 7台(+1台)	【ららむーぶ栄】 車いす車 5台 回転シート車 1台 セダン等 6台
5	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	R4.2.17	車両の種類の変更を伴う車両の入替	車いす車 8台 回転シート車 1台 セダン等 9台	車いす車 9台 回転シート車 1台 セダン等 8台
6	神奈川高齢者生活協同組合	R4.2.24	車両の減車	セダン等 4台(-1台) 【理由:持込運転者の退職】	セダン等 5台
7	特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会	R4.2.28	運送の区域の減少	横浜市、町田市、平塚市、大磯町	横浜市、町田市、平塚市、大磯町、川崎市、相模原市
8	社会福祉法人横浜市鶴見区社会福祉協議会	R4.3.3	廃止	令和4年2月14日 廃止 【理由:ボランティアの減少及び車両廃棄のため】	
9	特定非営利活動法人移動サービスアクセス	R4.3.4	車両の減車	車いす車 1台 セダン等 9台(-1台) 【理由:持込運転者の退職のため】	車いす車 1台 セダン等 10台
10	社会福祉法人横浜市港北区社会福祉協議会	R4.3.8	車両の減車	車いす車 1台(-1台) 【理由:ボランティアの減少及び車両廃棄のため】	車いす車 2台
11	神奈川高齢者生活協同組合	R4.3.10	車両の減車	セダン等 3台(-1台) 【理由:持込運転者の退職】	セダン等 4台
12	公益社団法人北汲沢地域総合福祉活動委員会	R4.3.14	車両の減車	セダン等 9台(-1台) 【理由:持込運転者の引退】	セダン等 10台
13	社会福祉法人横浜市中区社会福祉協議会	R4.3.15	廃止	令和4年3月12日 廃止 【理由:ボランティアの減少及び車両廃棄のため】	
14	特定非営利活動法人あさひ	R4.3.16	車両の増車	車いす車 1台 回転シート車 1台(+1台) セダン等 17台	回転シート車 1台 セダン等 17台



	法人名称	横浜市への届出日	変更内容	新	旧
15	特定非営利活動法人暮らしサポートの会福ちゃんパワー	R4.3.16	車両の種類の変更を伴う車両の入替	車いす車 8台(所有8台) セダン等 4台(所有2台、持込2台)	車いす車 6台(所有6台) セダン等 6台(所有4台、持込2台)
16	特定非営利活動法人すずらん	R4.3.16	法人の住所の変更 法人の代表者の変更	横浜市金沢区朝比奈町245番地 サンハイツ金井A棟	横浜市金沢区朝比奈町263番地 フオンティーン金井A-101号
17	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブふれあい都筑	R4.3.24	車両の減車	車いす車 2台 セダン等 8台(-1台) 【理由:持込運転者の退職】	車いす車 2台 セダン等 9台
18	社会福祉法人横浜市緑区社会福祉協議会	R4.3.28	廃止	令和4年3月23日廃止 【理由:ボランティアの減少及び車両廃棄のため】	
19	社会福祉法人横浜市栄区社会福祉協議会	R4.3.31	車両の減車	車いす車 1台(-1台) 【理由:ボランティアの減少及び車両廃棄のため】	車いす車 2回
20	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブみらい	R4.4.7	廃止	令和4年3月31日廃止 【理由:事業所閉鎖のため】	
21	一般社団法人元気の会	R4.4.14	車両の減車	セダン等 2台(-1台) 【理由:廃車のため】	セダン等 3台
22	社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会	R4.4.21	廃止	令和4年3月30日廃止 【理由:ボランティアの減少及び車両廃棄のため】	
23	福祉クラブ生活協同組合	R4.4.22	車両の増車	【ららむーぶ港南】 車いす車 2台(+1台) セダン等 6台	【ららむーぶ港南】 車いす車 1台 セダン等 6台
24	福祉クラブ生活協同組合	R4.4.28	車両の増車	【ららむーぶ南】 車いす車 2台 セダン等 8台(+1台)	【ららむーぶ南】 車いす車 2台 セダン等 7台
25	社会福祉法人横浜市港南区社会福祉協議会	R4.4.28	廃止	令和4年3月31日廃止 【理由:ボランティアの減少及び車両廃棄のため】	
26	特定非営利活動法人ピースフルライフ	R4.4.28	廃止	令和4年3月31日廃止 【理由:事業廃止のため】	
27	公益社団法人北汲沢地域総合福祉活動委員会	R4.5.10	車両の種類の変更を伴う車両の入替	セダン等 9台(うち軽1台)	セダン等 9台(うち軽2台)
28	社会福祉法人たすけあい泉	R4.5.10	車両の減車	車いす車 8台 セダン等 9台(-1台) 【理由:廃車のため】	車いす車 8台 セダン等 10台
29	特定非営利活動法人湘南障害児者を守る会まつぼっくり	R4.5.17	車両の減車	車いす車 2台(-1台) セダン等 1台 【理由:廃車のため】	車いす車 3台 セダン等 1台
30	福祉クラブ生活協同組合	R4.5.12	車両の増車	【ららむーぶ金沢】 車いす車 1台 回転シート車 1台 セダン等 10台(+1台)	【ららむーぶ金沢】 車いす車 1台 回転シート車 1台 セダン等 9台

	法人名称	横浜市への届出日	変更内容	新	旧
31	福祉クラブ生活協同組合	R4.5.12	車両の増車	【ららむーぶ港北】 車いす車 10台 回転シート車 1台(+1台) セダン等 17台	【ららむーぶ港北】 車いす車 10台 セダン等 17台
32	福祉クラブ生活協同組合	R4.4.22	車両の減車	【ららむーぶ戸塚】 車いす車 6台 セダン等 6台(-1台)	【ららむーぶ戸塚】 車いす車 6台 セダン等 7台
33	社会福祉法人横浜市神奈川区社会福祉協議会	R4.5.30	廃止	令和4年4月1日廃止 【理由:ボランティアの減少及び車両廃棄のため】	
34	特定非営利活動法人みなみかぜ	R4.6.1	車両の減車	車いす車 2台(-1台) セダン等 1台 【理由:廃車のため】	車いす車 3台 セダン等 1台

**【資料 14】**

事故報告（1 件）

### 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について

平成 29 年 11 月から横浜市に登録のある団体へ道路運送法第 94 条 4 の規定に基づき安全確保の確認のため訪問を開始しました。引き続き令和 3 年度も実施団体 28 事業所を訪問しましたので報告します。

福祉有償運送ガイドブックに定められた各種台帳や記録が適正に実施されているかなど大きくわけて 10 項目の視点から確認を行っています。

令和 3 年度の訪問結果の概要は以下のとおりです。

- ・指摘項目として多かったのは、「運転者台帳」の不備に関する内容で、28 件中 19 件で指摘事項が見つかり、改善を指導しました。
  - ・安全運転に係る確認項目では、「安全な運転のための確認表」では誤った確認方法や記載方法の誤認識が 3 件、「乗務記録」の記載事項に関する指摘が 9 件ありました。
  - ・料金について、本協議会での協議なしに改訂している事案が 2 件あり、訪問直後の運営協議会で料金変更の協議を行うよう指導しています。（令和 3 年度第 3 回協議会において 1 件料金変更承認済み、また令和 4 年度第 1 回協議会において 1 件申請予定。）
  - ・令和 3 年度の訪問団体は、今年度協議対象団体及び前回の訪問時に指摘事項があった事業所です。全体をとおしては、不備や記載ミスが減少しました。
- 10 項目の視点ごとの確認状況は、以下のとおりです。

#### 名簿の管理について

運送を必要とする理由の確認、旅客の範囲の届出状況、保管方法等の確認を行いました。

##### 【結果】

- ・「身体状況等、態様ごとの会員数」の作成なし 1 件
- ・「名簿」と「身体状況等、態様ごとの会員数」の内容の相違 1 件
- ・旅客の範囲の変更届（省令改正前）未提出 2 件（後日、変更届提出）
- ・様式相違（省令改正前の様式） 4 件
- ・要件に該当しない利用者名の記載 1 件

利用者の要件確認については、制度説明を行いました。

登録時にしっかりと利用者の要件や身体状況の確認、また必要書類の保管をお願いしました。

#### 車両について

登録台数と現在使用している車両に相違はないか、車両の損害賠償保険の確認、持込車の使用契約書の確認を行いました。

#### 【結果】

- ・増車または減車の変更届未提出 3件（後日、変更届提出）
- ・車両の必要書類なし 4件
  - 内訳：損害賠償保険の写しの有効期限切れ 2件
  - 持込車両の使用契約書の保管なし 2件

#### 安全な運転の確認について

安全な運送を行っていただくために、運送前に確認すべき事項が実施されているか確認を行いました。

#### 【結果】

- ・安全な運転の確認表を運行日ごとに作成していない 2件
- ・運転者自身の確認のみ 5件
- ・対面での確認が難しい場合、メールでの体調報告を行っていた 1件
- ・安全な運転の確認結果の記載のない日がある 1件
- ・運送後に確認を行った 1件

運送前に疾病、疲労、飲酒等の確認、必要な指示を対面で行い記録していただくようお願いしました。（対面での確認が難しい時は、必ず電話で確認を行っていただくことをお願いしました。）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、車内に飛沫防止シートの設置や消毒、換気など行っていることを確認しました。

#### 乗務記録について

乗務の開始及び終了の地点、経過地点、乗車距離等必要事項を記載、保管しているか確認を行いました。

#### 【結果】

- ・必要な記載事項の記載なし 3件（使用車両番号や開始時間、距離の記載不備等）

使用している記録書類に、必要事項の記載を追加していただくなど書類の記載方法を提案、確認しました。

#### 運転者台帳について

運転者ごとの記録・必要事項の記載について確認を行いました。

#### 【結果】

- ・記載漏れ（免許番号、免許の条件、運転者の要件、健康状態等） 27件
  - うち、運転者でなくなった人の記載について 10件

運転者台帳（参考様式第二号）を見ながら、記載方法や保存期間等を確認しました。

## 事故について

事故が発生した場合の連絡体制および記録を確認しました。

### 【結果】

- ・事故等は発生していないことを確認しました。

重大な事故が発生した場合、横浜市に速報を入れていただくこと、運営協議会に報告が必要な事故場合（乗降介助中の事故を含む）は報告書の提出について確認を行いました。

## 苦情について

利用者からの苦情の記録・保管、連絡体制について確認しました。

### 【結果】

- ・苦情等はないことを確認しました。

## 表示・掲示の義務について

運送を行う際に運転者証の表示または掲示、標章が車両の両側面に表示されているか等の確認を行いました。

### 【結果】

(運転者証)

- ・運転者証の記載ミス（要件に関する事項等） 5件

(車両)

- ・登録証の写しを備えていない 7件
- ・登録番号の表示なし 1件

運転者証については参考様式第ホ号を見ながら説明を行い、標章についても必要事項や文字の大きさ等を説明、確認を行いました。

## 料金表について

料金表の内容が変わっていないか、料金の変更は運営協議会での合意が必要であることを確認しました。

### 【結果】

- ・運営協議会での合意が得られていない料金表（対価） 2件  
(内訳)
  - ・後日開催された運営協議会で変更された料金（対価） 1件
  - ・令和4年度第1回運営協議会で変更申請を行いません（対価） 1件

料金表（対価）については運営協議会で協議が必要であることを確認しました。

## **その他**

団体からの聞き取りでは、道路交通法施行規則改正（令和4年4月、10月）について質問が多くありました。書類の作成については、制度が複雑になってきているため、研修等を開催してほしいとの要望がありました。どの団体も運転者の確保が難しいとのことや車両の入れ替えや増車を行いたいと思っているが、福祉有償運送の収益だけでは難しく減車するしかないという声も多くありました。

# 【資料16】

令和3年度第3回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録	
日 時	令和4年1月17日（月）9時30分～11時30分
開催場所	横浜市役所 18階会議室（みなと4・5）
出席者	門谷委員、藤井委員、梅原委員、大江委員、熊坂委員、水野委員、北川委員、服部委員、西尾委員、原田委員、稲田委員、山野上委員、内田委員、桑野様（三橋委員代理）
欠席者	高橋委員
開催形態	公開（傍聴者1名）
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 協議事項</p> <p>（1）道路運送法第79条登録団体の変更登録申請に係る協議（2団体）</p> <p>（2）道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議（6団体）</p> <p>（3）道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議（11団体）</p> <p>3 報告事項</p> <p>（1）道路運送法第79条登録団体の変更報告について</p> <p>（2）事故報告について（1団体）</p> <p>（3）令和3年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録</p> <p>（4）横浜市福祉有償移動サービス運営協議会委員推薦依頼について</p>
決定事項	<p>決定事項</p> <p>・協議事項（1）から（3）までについて合意</p>
議 事	<p>1 開会</p> <p>2 協議事項</p> <p>（1）道路運送法第79条登録団体の変更登録申請に係る協議（2団体）</p> <p>（原田委員）申請団体のピーグリーンから、「登録されていない旅客の範囲に該当する利用者から利用希望があった場合、現行の制度では、協議会に変更登録申請を諮らないと受け入れることが出来ないため、利用希望者を待たせてしまう結果になる」という意見があった。前回の協議会で、保留となったつばさ福祉についても、次に開催される運営協議会まで時間がかかり空いてしまう。申請をしようとするタイミングや、申請内容の協議が調わなかった場合、時間がかかってしまうと感じた。</p> <p>（山野上委員）ピーグリーンについて、これから愛の手帳（療育手帳）をこれから申請するとのことだが、愛の手帳を取得するまで時間がかかる。取得するまでの間、「ト：その他」の要件で理由を記載し、福祉有償運送を利用することはできないのか。</p> <p>（事務局）この利用者はすでに愛の手帳を持っている方なので、「ハ：愛の手帳（療育手帳）をお持ちの方」の旅客の要件に該当するため、変更登録申請となった。</p>



(山野上委員) 変更申請登録の協議が調う前の期間、暫定的に「ト：その他」で対応できないのか。

(事務局) 該当の利用者の身体状況等によると思う。基本は、旅客の要件である手帳をお持ちの方なので、変更登録申請をしていただくことになる。

(神奈川運輸支局) 変更登録申請に時間がかかってしまうという話は、他の協議会でも出ている。法改正の結果、「届出事項」ではなく、「変更登録事項」となった。そのため、時間がかかることに対しては、ご理解いただきたい。

(西尾会長) 省令改正により、旅客の範囲の拡大を行う際は、対象者については、必ず協議会に諮らなければならないということだ。制度上の条件があるということは承知した。しかしながら、利用者がすぐに利用できないという不利益が生まれてしまうという点は、課題として受け止めたい。

(門谷委員) 要綱を確認しなければならないが、個人タクシー協会では理事会をひらいているが、緊急の場合は持ち回りで議決している。このよう場合は、書面協議を行ってはいかがか。

(神奈川運輸支局) 協議方法については、運営協議会に委ねられている。横浜市の運営要綱に従って対応して欲しい。

(事務局) 配布資料の中にある「横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱」の第八条(書面による議決)に規定はある。したがって、書面協議を行うことはできる。案件や内容によって、書面協議を行うかどうか判断することになる。数年前、新型コロナウイルスの感染拡大が始まったころに、1度書面開催を行った。その際、委員の皆様にもかなり負担をおかけしたと聞いている。実施の有無については、その時判断したいと思う。

(西尾会長) 協議については、自治体で運営協議会を設置し、運営方法はその規定による。現行の要綱であっても、書面協議を行えるということになっているということだ。課題として、どの申請を書面協議で行うかなどの整理が必要だと思う。すべての申請を、書面協議で行うということになると、利用者の目線で、この移動サービスを相談し作っていくという趣旨からすると、協議会の対面での開催は重要になってくると思う。

(事務局) 内容については、要綱等を確認し、整理をする。

(西尾会長) 検討の方をお願いしたい。では、この変更登録申請の2団体について、合意したということによろしいか。

(委員) 異議なし。

## (2) 道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議(6団体)

(西尾会長) 料金変更の6団体のうち、1団体目「特定非営利活動法人つばさ福祉の会」については、前回の運営協議会からの引き続きとなるが、時間外料金については、介助料に加算されるということだ。質問等なければ、この6団体については、合意したということによろしいか。

(委員) 異議なし。

### (3) 道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議(11団体)

(門谷委員) 運転記録証明書を提出するように変更したと思うが、今回運転記録証明書を提出して貰ったのか。

(事務局) 運転記録証明書を提出して貰っている。令和3年度第1回の運営協議会で、運営指針の変更について合意をされた後は、「宣誓書」を廃止し、運転記録証明書の提出を求めている。

(西尾会長) それは、団体の更新時ということか。

(事務局) 新規と更新時に提出を求めている。

(西尾会長) その他、意見等あるか。特にないようであれば、この11団体については、協議が調ったということによろしいか。

(委員) 異議なし。

## 3 報告事項

### (1) 道路運送法第79条登録団体の変更報告について

(西尾会長) 変更報告について、質問等あるか。

(委員) 特になし。

### (2) 事故報告について(1団体)

(山野上委員) 移動サービスの乗降介助について、「ドアツードア」のサービスと考える。89歳の利用者ということで、利用契約の中で、介助をする必要がある方ではないかと考える。基本的に、福祉有償運送において、このような場合の責任の範囲はどこまでなのか。

(熊坂委員) 付添をするか否かは、付添をする人の判断で決まる事業者が多い。付添をするか否かは、法律の中でどのように定義されているのか。定義が大きなくくりになっていると思う。このような事故があった場合、付添をする人がサービスで実施していると言われれば、利用者は何も言えない。

(事務局) 山野上委員の質問について、もう1度お願いしたい。

(山野上委員) 事故報告の再発防止欄に、「院内まで付き添い、病院側にバトンタッチする」とある。この利用者に関しては、89歳という年齢を考えて、このような対応が必要かと思うが、一般的に福祉有償運送の乗降介助は、どこまでの範囲か。

(事務局) 福祉有償運送は、「ドアツードア」の運送になる。この事故に関しては、このクリニックの入り口がエレベーターだったので、そこまでがドアツードアの対象となる。

(山野上委員) 分かる人だと、ドアまで行き、利用者を見送るところまで行うと思う。

(事務局) 今回の場合は、この利用者が、車を降りた時点で、自分で行けると言ったので、団体も利用者の気持ちを優先した。この点に関しては、現場で活動している人が難しさを知っていると思う。無理強いをして、一緒に付き添うのが良いのか、利用者の人柄にもよるし、サポートする側のスキルにもよると思う。難しい問題である。福祉有償運送で

は、ドアまでとなるので、エレベーターの入り口とまでの介助となった。結果、利用者が怪我をしてしまったが、反省をしなければならないが、やるべき範囲の介助はしたと思う。団体側としては、今回は利用者が怪我をしていることを踏まえ、もう一步踏み込んだ声掛けを行っていくと聞いている。

(山野上委員) 熊坂委員のいう通り、利用者は、どこまでの介助をして貰えるのか心配であると思う。

(熊坂委員) 介助者によって、対応が異なるという点がある。本人は、一生懸命にやっているといい、事業者も同じことを言う。実際はちゃんと介助を実施していない事例が多い。親族が被害をうけた事例は、車いすを車両から下ろす際に、車いすのブレーキを解除し、取り付けるベルトも外された状態で、介助者が運転席に移動し目を離した。その隙に、車いすがバックしてしまい転倒をした。事例によっては、さまざまなケースがあるが、法律上、介助の定義が曖昧である。先ほども話があったが、介助する人の親切に頼っているのが現実ではないか。法律の定義の一線が分かりづらい。「利用者は、感謝しなさい。感謝しない利用者には手を抜く」というサービス提供者もいた。このような状態は、声を上げにくい子どもたちにとって、とても危険である。

(山野上委員) 移動サービスの方でも、第三者評価のような場所があり、事業者自身の評価、利用者や保護者からの意見の聴取、それぞれの立場の意見を活かし、お互いに安心してできるサービス作りができると思う。

(藤井委員) 今回の事故は、サービス提供の隙間で発生した事故であると思う。今回は大きな問題にならなかったから良いが、責任の所在が不明確である。タクシーで通学支援を行っているが、生徒を保護者に引き渡すまでが業務である。(保険も含めて)業務内容に空白部分が出ないようにしている責任の所在を含めたサービス内容(業務受託内容)を明確にしないと、また同じような事例が発生するのではないかと心配な点がある。

(門谷委員) タクシーで起こった事例だが、坂道で停車し、利用者が降車した。利用者が酔っ払っていたせいもあり、利用者が転倒した。その際に、運転者が気付き声をかけていれば良かったが、そのまま車が発進してしまった。その後、この件について苦情があった。この件についてもいえるが、現場の運転者の対応が非常に重要であると思う。

(梅原委員) 自分も、障害者のガイドヘルパーやヘルパーの仕事をするところがあるが、事故がないと100パーセントないとは言えないので、ヒヤリハットを書くということはある。経験から話すと、この事故は運転者がエレベーターの前まで付き添えば、この事故は発生しなかった。藤井委員や門谷委員の話にもあったが、運転者や介助者の気遣いが必要であるという話であった。しかし、ヘルパーの方では、ここまでというはっきりとした条件や範囲があり、やりたくてもできないという部分がある。そうしたことで、ヘルパーが守られていると思う。お金にはならないが、利用者にとって大事なことだと、素直な気持ちで出来るかどうかということが、守られているか守られていないかということだと思う。移動サー

ビスの契約の中にもはっきりと、「ここまでは責任は事業者が持ちます。」「それ以外の部分については、利用者の責任となります。」と明記されていると思う。認知症の高齢者の場合、利用者の安全確保のために、利用者本人の気持ちは理解できるが、事業者のサービス提供の内容を提示することで、責任の所在をはっきりすることが出来る。事前に提示することで、介助する側も範囲が明確になり、利用者の安全確保につながると思う。契約書に、このような文言があれば、介助者も安心だし、利用者も納得して利用できると思う。

(大江委員) まずは、この事例の場合は、添乗・付添料の料金が発生していたのか。

(事務局) 団体に確認していないため、確認の必要がある。

(大江委員) もし、料金が発生しているのであれば、ADLの高さに関係なく、病院内まで付添うのが、この料金の責任ではないのか。

(事務局) 料金は発生していないことを確認していた。

(大江委員) 発生していないのであれば、この再発防止欄に記載されている「ADLの高い方でも、病院の中まで付き添い、病院側にバトンタッチする。」という取り組みが妥当なのか、ADLが高いか高くないかを誰が判断するのか。他の委員からの意見にもあったが、その点に関しては個人の感覚など曖昧な部分であり、責任の所在が不明確で、不安な気持ちになる。

(西尾会長) いろいろな視点での意見があった。福祉有償運送のサービスの範囲について、どこまでが運行主体者の責任になるか、利用者との契約が、どこまでのサービス内容かという話があった。料金が発生しているのかどうかという点についても意見があった。また担い手のサービスの質も、人によって変わってしまうという課題もあった。しかしながら、利用者本人の意思もあり、対応の難しさがあることが分かった。福祉有償運送のサービスの質についての第三者評価の必要性の話もあった。

(事務局) いただいた意見については整理をし、対応すべきことは対応する。

(西尾会長) 契約書等は、それぞれの団体で利用者と交わされているのか。

(事務局) 団体による。

(西尾会長) 契約書等は、その団体ごとの内容によるところもあるかと思う。

(事務局) 団体による。契約書等の確認は、確認事項ではない。

(西尾会長) 契約書等を交わしているか、確認が難しい状況であるということか。

(事務局) 横浜市が独自で行っている確認は、契約書等の確認をしなくとも、利用者の安全確保の点から聞き取りはしている。確認事項ではないが、利用者に対して、どのように料金説明を行っているかなど確認をしている。その中で、契約書等を交わしている団体があることを把握している。

(熊坂委員) 利用者からすると、利用者の立場から行政には後押しして欲しい。この場で、委員から沢山の意見が出た。検討をし、あとで報告するという形ではダメだ。具体的に、どのように検討をし、どう進めていくか、この場で説明できないか。委員からの有意義な意見を拝聴できたでは、意味がない。そういう事例が、今まで多すぎる。

- (事務局) 本日いただいた意見の中に、第三者評価や契約の内容等の確認については、この場で決めることが難しい。事務局で検討し、相談や報告をしたいと考える。
- (西尾会長) 意見の中には、行政としてすぐに制度上対応できる内容と、団体と利用者との契約内容に関する課題もあった。定義をする必要があると思う。責任の所在の線引きが難しい。利用者が直接、団体と契約を交わし、利用者が自ら大丈夫であると介助を断ったために、介助者が利用者の気持ちを受け止めた。この事例は、当然あり得る話である。しかしながら、団体側としては、ドアの中までが責任であるので、対応している。今回は、大きな問題にはならなかったが、タクシーの事例や熊坂委員の話でもあったが、課題はあると思う。
- (服部委員) 今回の事故は、軽い怪我であったが、もし万が一、死亡事故になってしまった場合、この場での議論がどのように進むか検討して欲しい。
- (西尾委員) 万が一の事態になりうる可能性もあるので、福祉的な支援が必要な人の移動サービスであるので、事故の防止や安全確保について検討をして欲しい。車の中だけではなく、ドアツードアのサービス提供の課題について、整理が必要なのではないかと思う。事故報告について、利用者の安全確保の点についても、多くの意見を頂いた。これからの安全な福祉有償運送の運行につながるよう、検討をして欲しい。

### (3) 令和3年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録

#### (4) 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会委員推薦依頼について

- (事務局) 現在の委員の任期が、今年度末までとなっている。2月下旬に、各所属団体の長へ委員の推薦依頼の通知を発送したいと考えている。
- (西尾会長) 運営協議会での協議・報告事項は以上になるが、他に情報提供等あるか。
- (山野上委員) 利用者の要件について、聴覚障害者は該当するか。聴覚障害者が、他の手段で対応ができない場合、福祉有償運送の「ト：その他」で対応をしても良いか。
- (事務局) 旅客の範囲の要件については、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者という理由が、前提条件にある。なおかつ、イ〜トに定められている要件が求められている。聴覚障害者であって、その人の身体状況がどういう状態であるのかが問われる。聴覚障害者だから一律で受け入れられないということはない。
- (山野上委員) その利用者の身体状況により、可能ということか。
- (事務局) その通り。
- (山野上委員) 最近、聴覚障害者の方からの利用相談があった。
- (大江委員) 福祉有償運送を利用出来ると思われる方が、この制度を知らないことが多い。リクライニング車椅子を使用している利用者が、福祉有償運送を知らず、高額な介護タクシーを利用されていた。その人は、介護タクシーの事業者から、福祉有償運送のことを聞いたという話があった。ま

た別の利用者から移動についての相談があった際、横浜市のホームページに掲載されている団体一覧を案内した。利用者からは、区役所等の担当者がほとんど情報を知らず、案内がないという話があった。ある区役所では、移動情報について詳しい担当者いる。担当者によって、情報量にばらつきがあるという話を聞いた。必要としている人に、必要なサービス提供ができるよう周知して欲しい。

(西尾会長) 福祉有償運送を知らない利用者への周知についての意見であった。

(山野上委員) 市民セクターが22年前に立ち上がり、いろいろなプロジェクトを検討してきた。その中には、移動に関するプロジェクトもあり、いろいろ話し合ってきた。当時は福祉有償運送制度がなく、ボランティア活動の一つとして行っていた。平成18年に、法律で認められ、福祉有償運送になり、運営協議会が開催されるようになった。地域の人々の支え合いで始まった活動であるが、現在はボランティアで送迎をする運転者がいない。当時、思いがあって活動していた運転者は、高齢化し、福祉有償運送では出来ないと思っている。福祉有償運送は、サービスではなく、ボランティア活動が認められ制度化され、一定の条件を満たせば、安心安全に活動できるという過程があり始まった。福祉有償運送を実施している団体の中には、断らなければならない状況の団体もある。福祉有償運送の周知について、各団体に情報の周知について、確認をしてから行って欲しい。また運転をしてみたいという人がいたら、紹介して欲しいとも思う。

(西尾会長) 移動は、公共サービスの役割の部分が非常に大きいですが、費用がかかり、維持していくことが難しくなっている。共助の部分で始まったこの制度ではあるが、少しずつ広まってきている。また難しい部分が多くあると思う。また相談対応を行う、ケアマネージャーや地域ケアプラザの役割も大きいのではないかと思う。重要な本質的な問題提起をしていただいたと思う。

(稲田委員) 大豆戸地域ケアプラザの包括をしているが、菊名おでかけバスや福ちゃんパワー等の福祉有償運送団体とのつながりもあり、移動支援には関わってきた。包括支援センターには、急に動けなくなってしまった等の相談が非常に多い。救急車を呼ぶほどの状態ではないが、介護保険もない、他の手段が見当たらないことから、福ちゃんパワー等の事業所に理由を説明し、依頼をする。引き受けてくれる事業所の運転者が、高齢になってきて、少し不安なところはあるのは事実である。介助も、2人体制でなければ難しい場合や、車いす利用の方の階段昇降、いろいろな場面がある。福祉有償運送において、安心安全の確保が、どこまで確保が出来るのか日ごろから考えていた。菊名おでかけバスも、地域住民をどうにか移動で、生活を豊かにという気持ちから始まった。前回の衆議院選挙の際、要支援レベルの住民が、投票所へ行くことがほとんどなかった。行けなかった。日頃、タクシー等を利用し通院等はするが、日ごろのちょっとした外出を手伝って貰えない。菊名おでかけバスは、ワクチンの接種会場への送迎を特別に行っているが、日ごろのちょっとした外

出等の部分が難しい。事故報告の89歳のケースもそうだが、90歳代後半の一人暮らし高齢者が結構多い。なんとか生活をしているが、余暇や楽しみといった生活の部分では、なかなか外出できないことを考えると、移動については、これから厳しい問題となる。担い手の確保という部分についても厳しい問題である。菊名おでかけバスの運転者も、活動が10年経っているため、高齢になっているため、作業療法や理学療法の講座にグループでの参加を勧め、本人の安全と利用者の支援方法の安全を学ぶ機会を設けた。勉強会など、支援する側の支援をしていかないと規模が縮小してしまうと思った。

(西尾会長) 菊名おでかけバスの活動事例であった。福祉的な要件だけではなく、買い物や行政手続き、ワクチン接種等の外出機会もあるということだった。

(門谷委員) 団体情報の周知に関して、以前民生委員（主任児童委員）をやっていた。その地域は、地区社協の活動が活発であり、ボランティア支援なども行っていた。地域差という大変だが、社会福祉協議会の活動が活発な地域は、いろいろな情報が周知されているのではないかと思う。知り合いが倒れ、要介護5の認定を受けた。倒れて1年程経つので、身体障害者の申請を行おうとしているが、倒れた際にかかった病院に申請書類のために行かなければならないが、要介護5で、車いす利用なので、なかなか行くことが難しい。ケアマネージャー等に相談することを勧めるが、移動の部分が難しい。地域によって状況が異なるため、周知についても難しいと感じた。

(西尾会長) 地域活動によって、住民が情報を得るところにも繋がってくると思う。安全確保やサービス提供の範囲、いろいろな課題がある。ニーズがあるので制度化されたものだと思うので、多くの意見を聞き、検討していければと思う。

(終了)